

官報

號外 昭和二十一年八月十七日

○第九十回 帝國議會 貴族院議事速記録第二十號

昭和二十一年八月十六日(金曜日)午前
十時十一分開議

議事日程 第二十號

昭和二十一年八月十六日

午前十時開議

第一 所得税法の一部を改正する

等の法律案(政府提出、衆議院
送付) 第一讀會

第二 臨時租稅措置法を改正する
法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第三 地方税及び地方分與税法の

一部を改正する法律案(政府提
出、衆議院送付) 第一讀會

第四 改定豫算に關する法律案

(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(公爵徳川家正君) 一昨十四日
諸橋義君、寺尾博君、井上篤太郎君、
石川一郎君、原田讓二君、重宗雄三君
執レモ貴族院令第一條第四號ニ依リ貴
族院議員ニ任ゼラレマシタ、就キマシ
テハ井上君ヲ第一部ニ、原田君ヲ第三
部ニ、重宗君ヲ第四部ニ、寺尾君、諸

橋君ヲ第五部ニ、石川君ヲ第八部ニ
各々編入致シマシタ

○議長(公爵徳川家正君) 其ノ他諸般
ノ報告ハ御異議ガナケレバ朗讀ヲ省略
致シマス

〔參照〕

一昨十四日可決シタル左ノ政府提出案
ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議
院ニ通知セリ

會社經理應急措置法案

金融機關經理應急措置法案

同日電氣事業法の一部を改正する法律
案特別委員會ニ於テ當選シタル正副委
員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 男爵八代五郎造君

副委員長 子爵柳澤 光治君

同日委員長ヨリ豫算委員男爵中村實之
君ヲ第一分科擔當委員ニ選定シタル旨
ノ報告書ヲ提出セリ

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

請願文書表(第七回報告)

昨十五日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出
セリ

改定豫算に關する法律案可決報告書

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領
セリ

所得税法の一部を改正する等の法律
案

臨時租稅措置法を改正する法律案
地方税法及び地方分與税法の一部を
改正する法律案

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ
政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏
上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

郵便貯金法等の一部を改正する法律
案

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十回
帝國議會政府委員仰付ケラレタル旨ノ
通牒ヲ受領セリ

政府委員
物價廳次長 工藤昭四郎君
商工省所管事務政府委員
貿易廳長官 塚田 公太君

○議長(公爵徳川家正君) 是ヨリ本日
ノ會議ヲ開キマス、去ル九日正三位勳
三等男爵小畑太太郎君薨去セラレマシ
タ、誠ニ哀悼ノ至リニ堪ヘマセヌ、就
キマシテハ弔辭ヲ贈リタイト存ジマ
ス、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 一昨十四日
豫算委員伯爵橋本實斐君都合ニ依リ委
員辭任ノ申出ガゴザイマシタ、許可ヲ
致スコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス、就キマシテハ第三部ニ於
テ其ノ補關選舉ヲ行ハレムコトヲ望ミ
マス

○議長(公爵徳川家正君) 公爵鷹司信
輔君、侯爵中山輔親君、子爵秋田重季
君、子爵戸澤正己君、子爵西尾忠方
君、大塚勝太郎君、男爵今國國貞君、
男爵高崎弓彦君、男爵周布兼道君、中
村純九郎君、市來乙彦君、田所美治
君、橋本辰二郎君、故議員男爵小畑太
太郎君、故議員今井五介君ハ、本院議
員トシテ執レモ既ニ在職二十五年以上
ニ達セラレ、常ニ精勵恪勤克ク議員タ
ルノ職責ヲ盡サレマシタ、就キマ
シテハ先例ニ依リマシテ、此ノ
際院議ヲ以テ同君等多年ノ功勞
ヲ表彰致シタイト存ジマス、尚
表彰文案ノ起草ハ、之ヲ議長ニ御委セ
テ願ヒタイト存ジマス、以上議長ノ發
議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

〔起立者多數〕

○議長(公爵徳川家正君) 表彰ヲ受ケ
ラレマス方々ヲ除キマシテ、全會一致

ト認メマス、就キマシテハ、議長ノ手
許ニ於キマシテ起草致シマシタ表彰文
案ヲ是ヨリ朗讀致シテ御諮リヲ致シ
マス

從二位勳三等公爵鷹司信輔君貴族院
議員ノ任ニ在ルコト二十八年精勵恪
勤力ヲ憲政ノ濟美ニ效セリ貴族院ハ
君カ積年ノ功勞ヲ憶ヒ茲ニ院議ヲ以
テ之ヲ表彰ス

正三位勳三等侯爵中山輔親君貴族院
議員ノ任ニ在ルコト二十六年精勵恪
勤力ヲ憲政ノ濟美ニ效セリ貴族院ハ
君カ積年ノ功勞ヲ憶ヒ茲ニ院議ヲ以
テ之ヲ表彰ス

正三位勳三等子爵秋田重季君貴族院
議員ノ任ニ在ルコト二十七年精勵恪
勤力ヲ憲政ノ濟美ニ效セリ貴族院ハ
君カ積年ノ功勞ヲ憶ヒ茲ニ院議ヲ以
テ之ヲ表彰ス

正三位勳三等子爵戸澤正己君貴族院
議員ノ任ニ在ルコト二十七年精勵恪
勤力ヲ憲政ノ濟美ニ效セリ貴族院ハ
君カ積年ノ功勞ヲ憶ヒ茲ニ院議ヲ以
テ之ヲ表彰ス

從三位勳三等子爵西尾忠方君貴族院
議員ノ任ニ在ルコト二十八年精勵恪
勤力ヲ憲政ノ濟美ニ效セリ貴族院ハ
君カ積年ノ功勞ヲ憶ヒ茲ニ院議ヲ以
テ之ヲ表彰ス

官報號外 昭和二十一年八月十七日

貴族院議事速記録第二十號 部屬編入ノ件 會議 弔辭贈呈ノ件 委員辭任ノ件 永年在職議員表彰ノ件

正三位勳一等大塚勝太郎君貴族院議員ノ任ニ在ルコト二十六年精勵格勳力ヲ憲政ノ濟美ニ效セリ貴族院ハ君カ積年ノ功勞ヲ憶ヒ茲ニ院議ヲ以テ之ヲ表彰ス

正三位勳三等男爵今國國員君貴族院議員ノ任ニ在ルコト二十八年精勵格勳力ヲ憲政ノ濟美ニ效セリ貴族院ハ君カ積年ノ功勞ヲ憶ヒ茲ニ院議ヲ以テ之ヲ表彰ス

從三位勳三等男爵高崎弓彦君貴族院議員ノ任ニ在ルコト二十八年精勵格勳力ヲ憲政ノ濟美ニ效セリ貴族院ハ君カ積年ノ功勞ヲ憶ヒ茲ニ院議ヲ以テ之ヲ表彰ス

從三位勳三等男爵周布兼道君貴族院議員ノ任ニ在ルコト二十五年精勵格勳力ヲ憲政ノ濟美ニ效セリ貴族院ハ君カ積年ノ功勞ヲ憶ヒ茲ニ院議ヲ以テ之ヲ表彰ス

正四位勳二等中村純九郎君貴族院議員ノ任ニ在ルコト二十六年精勵格勳力ヲ憲政ノ濟美ニ效セリ貴族院ハ君カ積年ノ功勞ヲ憶ヒ茲ニ院議ヲ以テ之ヲ表彰ス

正四位勳一等市來乙彦君貴族院議員ノ任ニ在ルコト二十八年精勵格勳力ヲ憲政ノ濟美ニ效セリ貴族院ハ君カ積年ノ功勞ヲ憶ヒ茲ニ院議ヲ以テ之ヲ表彰ス

從四位勳一等田所美治君貴族院議員ノ任ニ在ルコト二十八年精勵格勳力ヲ憲政ノ濟美ニ效セリ貴族院ハ君カ積年ノ功勞ヲ憶ヒ茲ニ院議ヲ以テ之ヲ表彰ス

勳二等橋本辰二郎君貴族院議員ノ任ニ在ルコト二十五年精勵格勳力ヲ憲政ノ濟美ニ效セリ貴族院ハ君カ積年ノ功勞ヲ憶ヒ茲ニ院議ヲ以テ之ヲ表彰ス

故正三位勳三等男爵小畑太郎君貴族院議員ノ任ニ在ルコト三十年精勵格勳力ヲ憲政ノ濟美ニ效セリ貴族院ハ君カ積年ノ功勞ヲ憶ヒ茲ニ院議ヲ以テ之ヲ表彰ス

故正五位勳二等今井五介君貴族院議員ノ任ニ在ルコト二十七年精勵格勳力ヲ憲政ノ濟美ニ效セリ貴族院ハ君カ積年ノ功勞ヲ憶ヒ茲ニ院議ヲ以テ之ヲ表彰ス

只今朗讀致シマシタ各奏稿文案ニ御異議ナシト呼フ者アリ

公爵德川家正君 御異議ナシト認メマス、表彰文ノ贈呈方ハ議長ニ於テ取計ラヒマス、此ノ際鷹司公爵ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス、鷹司公爵ノ登壇ヲ願ヒマス

公爵鷹司信輔君 只今私共ニ對シマシテ、特ニ院議ヲ以テマシテ御鄭重ナル表彰ヲ戴キマシタルコトハ、身ニ餘

ル光榮ト在ズル次第デゴザイマス、誠ニ感謝ノ至リニ堪ヘマセヌ、私共ハ永ク黨席ヲ汚シマシテモ、微力ニシテ何等功勞トハナク、徒ニ長イ歲月ヲ送ツタニ過ギナイデゴザイマスガ、今日此ノ光榮ニ浴シマシタルハ、畢竟先聖同僚各位ノ御懇切ナル御指導ト御援助ノ賜デゴザイマシテ、深ク感謝致シテ居ル次第デゴザイマス、茲ニ僭越ナガラ一同ニ代リマシテ、簡單デハゴザイマスガ、深甚ナル謝意ヲ表スル次第デゴザイマス(拍手起ル)

○議長(公爵德川家正君) 日程第一、所得稅法の一部を改正する等の法律案、日程第二、臨時租稅措置法を改正する法律案、日程第三、地方稅法及び地方分與稅法の一部を改正する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是等ノ三案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家正君) 御異議ナシト認メマス、石橋大藏大臣

所得稅法の一部を改正する等の法律案 右の政府提出案は本院において修正議決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年八月十五日 衆議院議長 樋貝 詮三 貴族院議長公爵德川家正殿

所得稅法の一部を改正する等の法律案 (小字ハ衆議院ノ修正) 第一條 所得稅法の一部を次のやうに改正する。

第五條に次の一項を加へる。前項ノ重要物產ノ製造、採掘又ハ採取ヲ業トスル個人ガ其ノ設備ヲ増設シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備増設ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ増設シタル設備ニ依ル物產ノ製造、採掘又ハ採取ノ業務ヨリ生ズル所得ニ付所得稅ヲ免除ス

第八條 讓渡所得 不動産、不動産上ノ權利、船舶(製造中ノ船舶ヲ含ム)又ハ鑛業若ハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ノ讓渡ニ因ル所得但シ甲種ノ事業所得ニ屬スルモノヲ除ク

第十二條第一項第三號中「中法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ其ノ他」を削り、同項に次の一號を加へる。

船舶ヲ含ム)又ハ鑛業若ハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ノ讓渡ニ因ル前年中ノ總收入金額ヨリ取得價額、設備費、改良費及命令ヲ以テ定ムル讓渡ニ關スル經費ヲ控除シタル金額

同條第二項中「及臨時利得稅」を削り、同條第三項及び第四項を削り、同條第八項を次のやうに改める。

不動産、不動産上ノ權利、船舶(製造中ノ船舶ヲ含ム)又ハ鑛業若ハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ニシテ命令ヲ以テ定ムル日前ニ取得シタルモノニ付テハ命令ヲ以テ定ムル價額ニ其ノ百分ノ五ニ相當スル金額ヲ加算シタル金額ヲ以テ第一項第十一號ノ取得價額トシ同日以後ニ爲シタル設備又ハ改良ニ要シタル費用ノミヲ以テ同號ノ設備費又ハ改良費トス

第一項及前二項ニ定ムルモノノ外譲渡所得ノ計算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條ノ三 譲渡所得ニ付テハ其ノ所得ヨリ五千圓ヲ控除ス

第二十一條第一項を次のやうに改める。

分類所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一 不動産所得 百分ノ三十

第二 配當利子所得 百分ノ三十

第三 事業所得 百分ノ二十

第四 勤勞所得 百分ノ二十

第五 山林ノ所得 百分ノ二十

所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ
遞次ニ各税率ヲ適用ス

六千圓以下ノ金額 百分ノ二十

六千圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十五

一萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三十

二萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ四十

四萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ五十五

十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ七十

第六 退職所得
所得金額ヲ支拂者ノ異ル毎ニ
左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各税率ヲ適用ス

三萬圓以下ノ金額 百分ノ二十

三萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三十五

十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ五十

三十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ六十五

第七 清算取引所得
所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ
遞次ニ各税率ヲ適用ス

一萬圓以下ノ金額 百分ノ十

一萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十

五萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ四十

第八 譲渡所得
所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ
遞次ニ各税率ヲ適用ス

十萬圓以下ノ金額 百分ノ三十

十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ五十

三十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ七十

同條第二項中「百分ノ二十三ハ之ヲ百分ノ二十一ニ改め、同條第三項乃至第五項を削り、同條第六項中「百分ノ二十一ハ之ヲ百分ノ十八ニ改め、百分ノ二十五ハ之ヲ

百分ノ二十」に改め、同條第七項中「第二項、第二項又ハ前項」を「前三項」に改める。

第二十二條第一項を次のやうに改める。

第一條ノ規定ニ該當セザル個人又ハ本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ノ甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得税ハ前條ノ規定ニ拘ラズ百分ノ四十ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

同條第二項中「百分ノ三十五」を「百分ノ三十」に改める。

第二十九條第一號中「第一號」を第二號に改め、同條第四號を削る。

第三十條第一項第二號及び第三號を次のやうに改める。

二 公債、社債及預金ノ利子並ニ合同運用信託ノ利益ハ前年中ノ收入金額（無記名ノ公債及社債ノ利子ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額）

三 創除
同項第五號を次のやうに改める。

五 法人ヨリ受ケタル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年中ノ收入金額（無記名株式ノ配當ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額）ヨリ其ノ元本ヲ得ルニ要シタル負債ノ利子ヲ控除シタル金額但シ第八條ニ規定スル利益ノ配當若ハ剩餘金ノ

分配又ハ積立金（法人税法第九條及特別法人税法第九條ノ二ニ規定スル積立金ヲ謂フ）ヲ以テ爲シタル利益ノ配當若ハ剩餘金ノ分配ニシテ株式ノ拂込若ハ出資ニ充テラレタルモノニ付テハ前年中ノ收入金額ヨリ其ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額

同條第二項中「及臨時利得税」を削り、同條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「第一號乃至第五號」を「第一號、第二號、第四號及第五號」に改め、同條第七項を削る。

第三十三條 綜合所得税ハ總所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス

一萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三十五

一萬五千圓ヲ超ユル金額 百分ノ四十

二萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ四十五

三萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ五十

五萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ五十五

十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ六十

二十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ六十四

三十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ六十七

前項ノ場合ニ於テ戶主及其ノ同居家族ノ總所得金額ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ對シ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ總所得金額ニ按分シテ各其ノ稅額ヲ定ム戶主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ總所得金額ニ付亦同

第三十四條第一項中「若ハ乙種ノ退職所得」を「乙種ノ退職所得若ハ讓渡所得」に改め、但書を削り、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改める。

第三十六條第一項中「及乙種ノ退職所得」を「乙種ノ退職所得及讓渡所得」に改める。

第六十九條第二項第一號中「高等官」を「所屬ノ一級又ハ二級ノ官吏」に改める。

第七十二條第二項中「百分ノ十八」を「百分ノ二十」に改める。

第七十三條第一項中「及乙種ノ退職所得」を「乙種ノ退職所得及讓渡所得」に改める。

第七十六條ノ二を削る。

第八十四條第一項中「及乙種ノ退職所得」を「乙種ノ退職所得及讓渡所得」に改める。

第百六條第一項中「百分ノ三十」を「百分ノ四十五」に改める。

第二條 法人税法の一部を次のやうに改正する。

第三條 前條ノ規定ニ依リ法人稅ヲ賦課スル所得及資本ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 各事業年度ノ普通所得
- 二 各事業年度ノ超過所得
- 三 清算所得
- 四 各事業年度ノ資本

第四條 第一項中「所得」を「普通所得」に改め、同條第二項中「及臨時利得稅」を削り、「所得」を「普通所得」に改め、同條第三項中「三年」を「一年」に、「所得」を「普通所得」に改め、同條第五項中「所得」を「普通所得」に改める。

第五條 第二項中「所得」を「普通所得」に改める。

第五條ノ二 法人ノ各事業年度ノ普通所得ガ當該事業年度ノ資本金額ニ對シ百分ノ八ヲ乘ジテ算出シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ヲ以テ各事業年度ノ超過所得トス

前項ノ資本金額ハ第七條ノ規定ニ依リ計算シタル金額ニ依ル第七條第一項中「ヨリ各月末ニ於ケル繰越欠損金額ヲ控除シタル金額」を削る。

前項ノ重要物產ノ製造、探掘又ハ採取ヲ爲ス法人ガ其ノ設備ヲ増設シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該事業年度及其ノ翌事業年度開始ノ日ヨリ三年以内ニ終了スル事業年度ニ於テ其ノ増設シタル設備ニ依ル物產ノ製造、探掘又ハ採取ノ業務ヨリ生ズル各事業年度ノ普通所得ニ對スル法人稅ヲ免除ス

第十三條及第十四條 削除

第十六條 第一項を次のやうに改める。

法人稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

- 一 各事業年度ノ普通所得
本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人
所得金額ノ百分ノ三十五
- 二 各事業年度ノ超過所得
各事業年度ノ超過所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

各事業年度ノ普通所得中當該事業年度ノ資本金額ニ對シ百分ノ八ヲ乘ジテ算出シタル金額ヲ超ユル金額
百分ノ三十
同百分ノ十五ヲ乘ジテ算出シタル金額ヲ超ユル金額
百分ノ四十

同百分ノ二十五ヲ乘ジテ算出シタル金額ヲ超ユル金額
百分ノ五十
資本金額年十萬圓以下ナル法人ニ限り本號ニ規定スル稅率百分ノ三十八之ヲ百分ノ二十トシ同百分ノ四十八之ヲ百分ノ三十八トシ同百分ノ五十八之ヲ百分ノ四十八トス

三 清算所得
清算所得金額ヲ左ノ如ク區分シ各稅率ヲ適用ス

積立金又ハ本法其ノ他ノ法令ニ依リ法人稅ヲ課セラルザル所得ヨリ成ル金額
百分ノ三十五
其ノ他ノ金額
百分ノ五十

四 各事業年度ノ資本
同條第二項中「當該事業年度ノ所得」を「當該事業年度ノ普通所得及超過所得」に改め、同條第三項中「法人ノ所得」を「法人ノ普通所得」に改め、同條第五項中「年十圓」を「十圓」に改め、同條第六項中「所得金額」を「普通所得金額」に、「其ノ事業年度ノ所得」を「其ノ事業年度ノ普通所得及超過所得」に改める。

第十七條 第一項中「所得」を「普通所得」に、「百分ノ四十五」を「百分ノ五十」に、「五十萬圓」を「三十萬圓」に、「百分ノ七十四」を「百分ノ六十七」に改め、同條第二項を次のやうに改める。

前項ノ各事業年度ノ普通所得及普通所得中留保シタル金額ハ其ノ事業年度ノ普通所得、超過所得及資本ニ課セラルベキ法人稅額（前項ノ規定ニ依リ加算スル稅額ヲ含マズ）ヲ其ノ事業年度ノ普通所得及其ノ普通所得中留保シタル金額ノ雙方ヨリ控除シタル殘額ニ依ル

第二十七條 中「各事業年度ノ所得」を「各事業年度ノ普通所得、超過所得」に改める。

第三條 特別法人稅法の一部を次のやうに改正する。

第四條 第四項中「三年」を「一年」に改める。

第九條 中「百分ノ二十二」を「百分ノ二十五」に、「百分ノ二十六」を「百分ノ三十五」に、「百分ノ四十二」を「百分ノ五十」に改める。

第十條 第二項中「及臨時利得稅」を削り、同條第三項及び第四項を削る。

第十二條 次の一項を加へる。

前項ノ重要物產ノ製造、探掘又ハ採取ヲ業トスル者ガ其ノ設備ヲ増設シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備増設ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間（法人ニ付テハ其ノ設備ヲ増設シタル事業年度及其ノ翌事業年度開始ノ日ヨリ三年以内ニ終了スル事業年度ニ於テ）其ノ増設シタル設備ニ依ル物產ノ製造、探掘又ハ採取ノ業務ヨリ生ズル純益ニ付營業稅ヲ免除ス

第十四條 中「百分ノ二」を「百分ノ二・五」に改める。

第五條 地租法の一部を次のやうに改正する。

第九條 第一項中「第一回」を「第二回」に、「十三年」を「二十四年」に改める。

コール分二十度ヲ超ユル一度毎二百五十圓ヲ加フ

第三級 一石ニ付 二千四百八十圓

アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎二百四十八圓ヲ加フ

第四級 一石ニ付 千九百五十圓

同條第三項中「五十三圓」を「百三十八圓」に改める。

第二十七條ノ三に次の一號を加へる。

三 第五十條第二號ノ規定ニ依リアルコールヲ混和シタルモ

第六十條第一項及び第二項中「一萬圓」を「三萬圓」に改める。

第八十三條第一項中「五百三十圓」を「千八百五十五圓」に、「四十

五圓」を「百四十八圓」に、「五百十五圓」を「千六百九十五圓」に、「二

十五圓」を「八十一圓」に改める。

第十二條 酒類集團體法の一部を次のやうに改正する。

第三條中「且當該事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力」を「組合員共同ノ利益ヲ促進」に改める。

第三條ノ二第二項中「政府ノ認可ヲ受ケ」を削る。

第五條ノ二第一項中「シ及過意金ヲ徴收」を削り、同項の次に次の一項を加へる。

酒造組合ハ定款又ハ統制規程ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ニ對

制ニ從フヘキコトヲ命スルコトヲ得

第十條ノ九中「同條第四項」を「同條第二項、同條第五項」に改める。

第十條ノ十二第一項中「規定ニ」の下に「依ル命令」を加へ、同條

第二項中「第六條ノ九ノ規定」を「第六條ノ九第二項ノ規定ニ依ル命令」に、「第十條ノ七ノ規定」を

「第十條ノ七第二項ノ規定ニ依ル命令」に改める。

第十三條 清涼飲料税法の一部を次のやうに改正する。

第二條中「七十圓」を「三百二十圓」に、「百六十圓」を「五百五十圓」に、「五十圓」を「二百圓」に改める。

第十四條 砂糖消費税法の一部を次のやうに改正する。

第二條 削除

第三條第一號中「八圓七十錢」を「二百八十圓」に、「十一圓」を「三百四十圓」に、「十二圓」を「三百五十圓」に、「十七圓五十錢」を「三百六十圓」に、「二十二圓」を「四百六十圓」に、「三圓八十錢」を「八十五圓」に、「二十三圓」を「四百八十圓」に、「五圓五十錢」を「百二十圓」に、同條第二號中「十二圓」を「二百五十圓」に、「七圓」を「百四十圓」に、同條第三號中「十五圓」を「三百十圓」に改める。

第三條ノ二を削る。

第四條第一項中「第三條」を「前條」に改める。

第六條及び第七條第一項中「第四條第一項但書」の下に「第四條ノ二」を加へる。

第七條ノ二乃至第七條ノ五を削る。

第十一條第一項第二號を次のやうに改める。

二 削除

第十一條ノ四及び第十一條ノ五を削る。

第十二條ノ二及び第十二條ノ三中「及特別消費税」を削る。

第十三條ノ二を削る。

第十四條ノ二第一項中「第十三條乃至前條を前二條」に改め、同條第二項中「第十三條ノ二」を削る。

第十四條ノ三を削る。

第十六條中「乃至」を「又ハ」に改める。

第十七條中「乃至第十四條、第十四條ノ三」を「第十四條」に改める。

第十七條ノ四乃至第十七條ノ九を削る。

第十五條 織物消費税法の一部を次のやうに改正する。

第一條但書を削る。

第二條 消費税ノ税率ハ織物ノ價格百分ノ四十トス但シ綿又ハステープルファイバーノミヲ原料トスル織物ニ付テハ織物ノ價格百分ノ十トス

第四條第二項を削る。

第二十七條 削除

第十六條 物品税法の一部を次のやうに改正する。

第一條 左ニ掲グル物品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニハ本法ニ依リ物品税ヲ課ス

第一種

甲類

一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品並ニ現像機付器具

二 寫眞用ノ乾板、フィルム及感光紙

三 蓄音器及同部分品

四 蓄音器用レコード

五 樂器、同部分品及附屬品

六 雙眼鏡、隻眼鏡及同ケース

七 銃及同部分品

八 藥莖及彈丸

九 ゴルフ用具、同部分品及附屬品

十 娛樂用ノモーターボート、スカル及ヨット

十一 撞球用具

十三 喫煙用ライター及電氣マツチ	三十二 身邊用細貨類及化粧用具	五十二 釣用具類	六十九 綠茶	八十七 防蟲劑、殺蟲劑及防臭劑
十四 乗用自動車	三十三 喫煙用具	五十三 ラジオ聴取機及同部分品	七十 酒類粕	八十八 調味料
十五 化粧品	三十四 扇子及團扇	五十四 受信用真空管、マイク、ロホン、擴音用增幅器及擴音器	七十一 食品加工料	八十九 罐、罎、壺其ノ他類似ノ容器（通常小賣ニ用ヒザル容器ヲ除ク）ニ入レタル食料品
十六 寶石若ハ半寶石又ハ之ヲ用ヒタル製品	三十五 靴及トランク類並ニ行李	五十五 電球類及電氣配線用品	七十二 ハム、ベーコン、ソーセージ其ノ他燻製ノ肉類及魚類	九十 海苔
十七 眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品	三十六 飾物、玩具、遊戲具、搖籃及乳母車類	五十六 携行用ノ電燈、同ケース及電池	七十三 寒天	九十一 書畫及骨董
十八 貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品	三十七 運動具	五十七 魔法瓶、水筒類及同部分品	七十四 帽子、杖、鞭及傘	九十二 靴
十九 贗品製品	三十八 漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ	五十八 計算機	七十五 廢物、同部分品及附屬品	第一種
二十 珊瑚製品、琥珀製品、象牙製品及七寶製品	三十九 煙火類	五十九 タイプライター、同部分品及附屬品	七十六 家具	一 燐寸
二十一 毛皮又ハ毛皮製品但シ第四十五號ニ掲グルモノヲ除ク	四十 藥物及標香類	六十 應寫器及同附屬品	七十七 メリヤス、レース、フェルト及同製品並ニ紐物	二 飴、葡萄酒及麥芽糖
二十二 羽毛、羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品	四十一 シャンプー及洗粉	六十一 金銀登錄機	七十八 印章及印判類	三 サツカリン及ヅルチン
二十三 扇風機及同部分品	四十二 紅茶、烏龍茶、包種茶、珈琲、ココア及其ノ代用物、玉露並ニ碾茶	六十二 タイムスタンプ、タイムレコーダ及同附屬品	七十九 事務用器具及事務用品	四 蜂蜜
二十四 暖房用ノ電氣、瓦斯又ハ礦油ストーブ	四十三 嗜好飲料但シ酒類及清涼飲料ヲ除ク	六十三 ミシン及同部分品並ニミシン用針	八十 電話機、電話交換機同部分品及附屬品	
二十五 冷蔵庫及同部分品	四十四 グルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料	六十四 幻燈機、實物投影機及同ケース	八十一 板硝子	
二十六 金庫及鋼鐵製家具	四十五 犬毛皮、兎毛皮及同製品	六十五 安全剃刀	八十二 敷物類	
二十七 時計及同部分品	四十六 室内裝飾用品	六十六 カレンダー、繪葉書並ニ觀賞用ノ寫眞及印刷物類	八十三 紙及セロファン	
二十八 照明器具	四十七 圍碁及將棋用具	六十七 齒磨	八十四 靴塗料類	
二十九 電氣器具及瓦斯器具	四十八 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ	六十八 バター、チーズ、クリーム及其ノ代用物並ニジャム	八十五 折箱、割箸、祝箸及爪楊枝類	
三十 大理石、大理石ニ類スル裝飾用石材及之ヲ原料トスル鑲石並ニ陶磁器製ダイヤル	四十九 皮革製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ		八十六 滋養強壯劑及口中劑	
三十一 文房具	五十 簾、釣燈籠及提灯類			
	五十一 鐵瓶並ニ茶道、香道及華道用具			

甲類 物品ノ價格百分ノ百	千本ニ付 二十五錢
乙類 物品ノ價格百分ノ六十	百斤ニ付 二百圓
丙類 物品ノ價格百分ノ四十	一疋ニ付 八百圓
丁類 物品ノ價格百分ノ二十	百斤ニ付 三百圓

第一種 物品稅ノ稅率左ノ如シ	
一 燐寸	
二 飴、葡萄酒及麥芽糖	
三 サツカリン及ヅルチン	
四 蜂蜜	

第二種	
一 燐寸	
二 飴、葡萄酒及麥芽糖	
三 サツカリン及ヅルチン	
四 蜂蜜	

第一種第七十七號ニ掲グル物品
中綿又ハステープルファイバー
ノミヲ原料トスルメリヤス及同
製品ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラ
ズ其ノ價格ノ百分ノ十ノ稅率ニ
依ル

第三條第一項を次のやうに改め
る。
前條ノ價格ハ製造場ヨリ移出ス
ル時ノ物品ノ價格トス但シ第一
種第九十一號ニ掲グル物品ニ付
テハ小賣業者ノ販賣價格トシ保
稅地域ヨリ引取ラル物品ニシ
テ引取人ヨリ税金ヲ徵收スルモ
ノニ付テハ引取ノ際ニ於ケル價
格トス

第四條 物品稅ハ製造場ヨリ移出
セラレタル物品ノ價格又ハ數量
ニ應ジ製造者ヨリ之ヲ徵收ス但
シ第一種第九十一號ニ掲グル物
品ニ付テハ販賣セラレタル物品
ノ價格ニ應ジ小賣業者ヨリ之ヲ
徵收シ保稅地域ヨリ引取ラル物
品ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル
場合ヲ除クノ外引取ラル物品
品ノ價格又ハ數量ニ應ジ引取人
ヨリ之ヲ徵收ス

第五條中「第九號」を「第九十一
號」に改める。

第七條中「第二種又ハ第三種ノ
物品」を「第一種又ハ第二種ノ物品
(第一種第九十一號ニ掲グル物品
ヲ除ク)」、「第二種若ハ第三種」

を「第一種若ハ第二種」に、「命令
ヲ以テ定ムル第二種」を「命令ヲ以
テ定ムル第一種」に改める。

第八條第一項中「第一種」を
「第一種第九十一號ニ掲グル」に、
「販賣シタル物品ニ付其ノ品名毎
ニ」を「販賣シタル物品ニ付」に、
「第二種ノ物品」を「第一種ノ物品
(第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク)」
に、「第三種」を「第二種」に改め、
同條第二項中「第二種又ハ第三
種」を「又ハ第二種」に改める。

第九條第一項中「第一種」を
「第一種第九十一號ニ掲グル」に、
「第二種ノ物品」を「第一種ノ物品
(第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク)」
に改め、同條第二項中「第三種」を
「第二種」に改める。

第十條第一項中「第四條但書ノ
場合ニ於テハ」を「保稅地域ヨリ引
取ラル物品ニ付テハ」に改め、
同條第二項中「第二種又ハ第三種
ノ物品」を「第一種又ハ第二種ノ物
品(第一種第九十一號ニ掲グル物
品ヲ除ク)」に改める。

第十一條第一項及び第十二條第
一項第一號中「第二種又ハ第三種
ノ物品」を「第一種又ハ第二種ノ物
品(第一種第九十一號ニ掲グル物
品ヲ除ク)」に改める。

第十五條中「第一種」を「第一
種第九十一號ニ掲グル」に、「第二
種若ハ第三種ノ物品」を「第一種若

ハ第二種ノ物品(第一種第九十一
號ニ掲グル物品ヲ除ク)」に改め
る。

第十六條第一項中「第二種又ハ
第三種」を「又ハ第二種」に改め、
同條第二項中「第一種」を「第一
種第九十一號ニ掲グル」に、「第二
種若ハ第三種ノ物品」を「第一種若
ハ第二種ノ物品(第一種第九十一
號ニ掲グル物品ヲ除ク)」に改め
る。

第十六條ノ二第一項中「第一種
ノ」を「第一種第九十一號ニ掲グ
ル」に、「第二種若ハ第三種ノ物品」
を「第一種若ハ第二種ノ物品(第一
種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除
ク)」に改める。

第十六條ノ三中「第一種」を
「第一種第九十一號ニ掲グル」に、
「第二種若ハ第三種ノ物品」を「第
一種若ハ第二種ノ物品(第一種第
九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク)」に
改める。

第十七條中「第二種又ハ第三
種」を「又ハ第二種」に改める。

第十九條第一項第二號中「第一
種」を「第一種第九十一號ニ掲グ
ル」に、「第二種若ハ第三種ノ物
品」を「第一種若ハ第二種ノ物品
(第一種第九十一號ニ掲グル物品
ヲ除ク)」に改め、同條第二項中「第
二種若ハ第三種」を「第一種若ハ第
二種」に改める。

第二十五條中「第二種ノ物品」を
「第一種ノ物品(第九十一號ニ掲グ
ル物品ヲ除ク)」に改める。

第二十五條ノ二第一項中「第一
種」を「第一種第九十一號ニ掲グ
ル」に、「第二種若ハ第三種ノ物品」
を「第一種若ハ第二種ノ物品(第一
種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除
ク)」に改める。

第十七條 遊興飲食稅法の一部を次
のやうに改正する。

第二條第三項を削り、同條第四
項中「及第三項」を削る。

第三條中「十圓」を「二十圓」に「十二圓」を
「十五圓」に「二十圓」を「四十圓」に改める。

第九條ノ二第一項中「納稅切符
ノ使用」を削り、同條第三項中「シ
又ハ納稅切符ヲ使用」を削る。

第九條ノ三第一項中「及納稅切
符」を削り、同條第二項中「シ又ハ
納稅切符ヲ使用」を削り、同條第三
項中「又ハ納稅切符」を削る。

第九條ノ四中「及納稅切符」を削
る。

第十二條第一項第四號中「又ハ
納稅切符」を削る。

第十五條ノ二中「若ハ納稅切符」
を削る。

第十八條 入場稅法の一部を次のや
うに改正する。

第二條第二種第一號中「麻雀場」
を「舞踏場、麻雀場」に改める。

第十九條 骨牌稅法の一部を次のや
うに改正する。

第四條第一項中「二十圓」を「百
圓」に、「三圓」を「十圓」に改め、同
條第二項中「五十圓」を「二圓」に改
める。

第二十條 印紙稅法の一部を次のや
うに改正する。

第四條第一項第一號乃至第五號
を次のやうに改める。

一 不動産、鐵道財團、軌道財 團、自動車交通事業財團又ハ 船舶ノ所有權移轉ニ關スル證 書	記載金高百圓以下ノモノ 同 五百圓以下ノモノ 同 千圓以下ノモノ 同 一萬圓以下ノモノ 同 十萬圓以下ノモノ 同 百萬圓以下ノモノ 同 百萬圓ヲ超ユルモノ 記載金高ナキモノ	十錢 五十錢 一圓 五圓 十圓 五十圓 百圓 十錢
二 消費貸借ニ關スル證書	同 一萬圓以下ノモノ	五圓
三 請負ニ關スル證書	同 十萬圓以下ノモノ	十圓
四 運送ニ關スル證書	同 百萬圓以下ノモノ	五十圓
五 船舶契約書	同 百萬圓ヲ超ユルモノ	百圓

同項第七號中「三錢」を「十錢」
に、同項第八號乃至第三十二號中
「五錢」を「十錢」に、同項第三十三

第五條第七號、第九號、第九號ノ三、第十二號、第十四號及び第二十五號中「十圓」を「五十圓」に改める。

第六條ノ二中「五錢」を「十錢」に改める。

第十一條中「五圓」を「十圓」に改める。

第十二條中「二圓」を「十圓」に改める。

第十三條中「四圓」を「十圓」に改める。

第二十一條 狩獵法の一部を次のやうに改正する。

第八條第一項中「七十圓」を「二百圓」に、「二十圓」を「百五十圓」に、「四十圓」を「百二十圓」に、「十八圓」を「五十圓」に改める。

第二十二條 關稅法の一部を次のやうに改正する。

第十條中「、輸出申告書、船用品目録」を削る。

第十二條 削除

第十七條中「稅關長ノ特許ヲ受クルニ非サレハ」を「豫メ稅關ニ届出ツルニ非サレハ」に改める。

第十八條第一項中「外國貿易船ハ」の下に「稅關長ノ特許ヲ受クルニ非サレハ」を加へる。

第二十六條第二項中「稅關長ノ特許ヲ受クヘシ」を「豫メ其ノ旨ヲ稅關ニ届出ツヘシ」に改める。

第三十九條第一項中「開港間、保稅地域間又ハ開港ト保稅地域トノ間」を「開港、保稅地域及稅關官署所在地相互間」に改める。

第三十九條ノ二 削除

第三十九條ノ五第一項中「又ハ保稅地域」を「、保稅地域又ハ稅關官署所在地」に改め、但書を削る。

第四十條 內國貨物ハ稅關ニ申告シ其ノ免許ヲ受クルニ非サレハ外國貿易船ニ積載シ之ヲ運送スルコトヲ得ス

第四十五條中「第三十一條乃至第三十四條、第三十七條乃至第三十九條ノ五」を「第三十一條、第三十二條、第三十四條、第三十七條乃至第三十九條、第三十九條ノ三乃至第三十九條ノ五」に改める。

第五十九條及第六十條 削除

第七十九條 削除

第八十條中「第十三條、」の下に「第十七條、」を加へる。

第八十一條中「第三十九條ノ二又ハ第四十條第二項」を「又ハ第四十條」に改める。

第八十二條中「第七十七條乃至第八十一條」を「第七十七條、第七十八條、第八十條又ハ第八十一條」に改める。

第九十八條 削除

第二十三條 關稅定率法の一部を次のやうに改正する。

第三條ノ二を削る。

第七條第三號を次のやうに改める。

三 削除

同條第五號を次のやうに改める。

五 削除

同條第十五號を次のやうに改める。

十五 在外公館ヨリ送還シタル物品

第二十四條 保稅倉庫法の一部を次のやうに改正する。

第四條 削除

第二十五條 國稅徵收法の一部を次のやうに改正する。

第四條ノ一第二號を次のやうに改める。

二 府縣稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ

第二十六條 納稅施設法の一部を次のやうに改正する。

「第四章 租稅ノ貯蓄納付」を「第四章 租稅」に改める。

第十七條乃至第二十五條 削除

第二十六條及び第三十一條中「納稅準備預金及戰時納稅貯蓄」を「及納稅準備預金」に改める。

第二十七條 國庫出納金端數計算法の一部を次のやうに改正する。

第一條第二項を次のやうに改める。

端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第二十八條 左の各號に掲げる法律ハ、これを廢止する。

一 臨時利得稅法

二 配當利子特別稅法

三 外貨債特別稅法

四 建築稅法

五 特別行爲稅法

六 電氣瓦斯稅法

七 廣告稅法

八 所得稅法人稅内外地關涉法

九 戰時災害國稅減免法

十 日滿國稅徵收事務共助法

十一 昭和十二年法律第九十四號（今次の戰爭のため從軍した軍人及び軍屬に對する租稅の減免、徵收納稅等に關する法律）

十二 昭和十七年法律第七十四號（所得稅等の日滿二重課稅防止に關する法律）

十三 昭和十八年法律七十二號（輸出品に對する内國稅免除又は交付金交付の停止等に關する法律）

附則

第二十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

第三十條 不動産所得、乙種の配當利子所得、甲種及び乙種の事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得、乙種の退職所得並びに個人の總所得に對する所得稅については、第六項に規定するものを除く外、昭和二十一年分から、改正後の所得稅法の規定を適用する。但し、同法第五條第二項、第十二條第一項、第三項及び第四項、第二十九條並びに第三十條第一項、第三項及び第四項の改正規定は、昭和二十二年分から、これを適用する。

譲渡所得に對する分類所得稅については、改正後の所得稅法第十二條第六項の規定により命令で定める日以後の譲渡に因る所得に對して、改正後の同法の規定を適用する。

從前の所得稅法第十二條第二項及び第三十條第二項の規定は、甲種の事業所得又は個人の總所得に對する昭和二十一年分以後の所得稅について、なほその效力を有する。

法人から受ける利益若しくは利息の配當又は剩餘金の分配については、昭和二十二年分に限り、所得稅法第十二條第一項第三號及び第三十條第一項第五號中「前年中」とあるのは、「昭和二十一年三月一日ヨリ同年十二月三十一日迄」と讀み替へるものとする。

不動産所得、乙種の配當利子所得、甲種の事業所得及び乙種の事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得、乙種の退職所得並びに個人の總所得に對する所得稅については、第六項に規定するものを除く外、昭和二十一年分から、改正後の所得稅法の規定を適用する。但し、同法第五條第二項、第十二條第一項、第三項及び第四項、第二十九條並びに第三十條第一項、第三項及び第四項の改正規定は、昭和二十二年分から、これを適用する。

譲渡所得に對する分類所得稅については、改正後の所得稅法第十二條第六項の規定により命令で定める日以後の譲渡に因る所得に對して、改正後の同法の規定を適用する。

從前の所得稅法第十二條第二項及び第三十條第二項の規定は、甲種の事業所得又は個人の總所得に對する昭和二十一年分以後の所得稅について、なほその效力を有する。

得、乙種の退職所得及び個人の総所得に對する昭和二十年分以前の所得税及び第一條の規定施行前に課した又は課すべきであつた甲種の配當利子所得、丙種の事業所得、甲種の勤務所得、甲種の退職所得及び清算取引所得に對する分類所得並びに所得税法第六條第一項の規定により支拂の際賦課することを得べき綜合所得税については、なほ従前の例による。

乙種の配當利子所得、甲種の事業所得、乙種の勤務所得及び個人の總所得に對する昭和二十一年分の所得税については、なほ従前の所得税法第十一條第一號、第十二條第一項、第三項及び第四項、第二十九條並びに第三十條第一項、第三項及び第四項の例による。

昭和二十一年九月一日から同年十二月三十一日まで支給を受ける甲種の勤務所得に對する分類所得税については、所得税法第二十四條第一項の規定にかかわらず、同年八月一日現在の扶養家族数により、同項の規定により算出した金額を、分類所得税額から控除する。

昭和二十一年分の分類所得税及び綜合所得税に限り、所得税法第七十三條第一項中「其ノ年八月一日ヨリ三十一日限」とあるのは、「昭和二十一年九月一日ヨリ三十一日限」と讀み替へるものとする。

昭和二十一年九月に任期の終了する所得調査委員及び所得審査委員並びに補缺員の任期は、昭和二十二年九月まで、これを延長する。

第三十一條 各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に對する法人税については、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算所得に對する法人税については、同日以後の解散又は合併に因る分から、改正後の法人税法の規定を適用する。

従前の法人税法第四條第二項及び第九條第二項の規定は、昭和二十一年四月一日以後に終了する各事業年度の普通所得及び超過所得に對する法人税について、なほその效力を有する。

昭和二十一年三月三十一日以前に終了した各事業年度の所得及び資本に對する法人税並びに同日以前の解散又は合併に因る清算所得に對する法人税については、なほ従前の例による。

第三十二條 各事業年度の剰餘金に對する特別法人税については、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算剰餘金に對する特別法人税については、同日以後の解散又は合併に因る分から、改正後の特別法人税法の規定を適用する。

昭和二十一年三月三十一日以前に終了した各事業年度の剰餘金に對する特別法人税及び同日以前の解散又は合併に因る清算剰餘金に對する特別法人税については、なほ従前の例による。

第三十三條 法人の各事業年度の純益に對する營業税については、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算純益に對する營業税については、同日以後における解散又は合併に因る分から、個人の營業税については、昭和二十一年分分、改正後の營業税法の規定を適用する。但し、個人の營業税については、營業税法第十條第三項、第四項及び第十二條第二項の改正規定は、昭和二十二年分分、これを適用する。

従前の營業税法第四條第二項、第七條第六項及び第十條第二項の規定は、法人の昭和二十一年四月一日以後に終了する各事業年度の營業税及び個人の昭和二十一年分以後の營業税について、なほその效力を有する。

法人の昭和二十一年三月三十一日以前に終了した各事業年度の純益及び同日以前の解散又は合併に因る清算純益に對する營業税並びに個人の昭和二十年分以前の營業税については、なほ従前の例による。

第三十四條 地租法第十條の改正規定は、昭和二十一年分の地租から、これを適用する。

昭和二十年分以前の地租については、なほ従前の例による。

第三十五條 家屋税法第七條の改正規定は、昭和二十二年分の家屋税から、これを適用する。

昭和二十一年分以前の家屋税については、なほ従前の例による。

第三十六條 第七條の規定施行前開始した相續に關する相續税については、なほ従前の例による。但し、昭和二十一年七月一日以後に隱居に因り開始した家督相續又は同日以後になした相續税法第二十三條第一項に規定する贈與については、これらの課税價格が百萬圓を超える場合に限り、同法第八條の改正規定を適用する。

第三十七條 礦區税法第二條の改正規定は、昭和二十二年分の礦區税から、これを適用する。

昭和二十一年分以前の礦區税については、なほ従前の例による。

第三十八條 有價證券移轉税は、第九條の規定施行の日の前日まで、昭和二十年勅令第四百二十三號廢止の日以後においても、これを課しない。

昭和二十年八月一日から第九條の規定施行の日の前日までの間

に、有價證券仲買人の業を開始した者又はその營業を廢止した者は、同條の規定施行の日から一箇月以内に、政府に申告しなければならぬ。

第九條の規定施行前に課した又は課すべきであつた有價證券移轉税については、なほ従前の例による。

第三十九條 恩給金庫法第四十一條、庶民金庫法第二十六條、國民更生金庫法第二十六條、住宅營團法第二十七條、帝都高速度交通營團法第三十條、農地開發法第三十一條、産業設備營團法第二十九條、戰時金融金庫法第二十六條、南方開發金庫法第二十七條及び國民醫療法第六十一條中「及有價證券移轉税」を削る。

第四十條 當分の間、他の法令中登録税の税率の特例を定めてある場合において、法人の設立、資本の増加又は株金拂込について、税率が「千分ノ一」と定められてあるときは「千分ノ一・五」、「千分ノ三」と定められてあるときは「千分ノ四」と讀み替へるものとする。

第十條の規定施行前に課した又は課すべきであつた登録税については、なほ従前の例による。

第四十一條 第十一條の規定施行前に課した又は課すべきであつた酒税については、なほ従前の例による。

第十一條の規定施行の際、製造場又は保税地域以外の場所、酒類の製造者又は販賣業者が、各種類を通じて、合計四斗以上の酒類を所持する場合及びその所持する酒類が、合計四斗に満たない場合でも、命令で定める酒類が、合計一斗以上である場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、その所持する酒類に對し酒税を課する。この場合においては、第十一條の規定施行の日に、その酒類を製造場から移出したものとみなし、改正後の酒税法第二十七條、第二十七條ノ二又は第八十三條の規定により算出した税額と従前の規定により算出した税額との差額を、その税額として、命令の定めるところにより徴収する。

前項の製造者又は販賣業者は、その所持する酒類の種類、級別及びアルコール分の異なるごとに數量、價格及び貯蔵の場所を、第十一條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

第十一條の規定施行の際、製造場に現存する酒類で、戻入又は移入したものであるについては、酒税法第三十八條第一項の規定にかかわらず、これを移出した時に酒税を徴収する。この場合においては、第二項後段に定める税額を、その税額とする。

第四十二條 第十三條の規定施行前に課した又は課すべきであつた清涼飲料税については、なほ従前の例による。

第十三條の規定施行の際、製造場以外の場所、同一人が、第一種又は第二種を通じて、合計一石以上の清涼飲料を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなし、清涼飲料税を課する。この場合においては、第十三條の規定施行の日に、その清涼飲料を、製造場外に移出したものとみなし、第一種の清涼飲料については、一石について二百五十圓、第二種の清涼飲料については、一石について三百九十圓の割合により算出した金額を、その税額として、命令の定めるところにより徴収する。

前項の清涼飲料の所持者は、その所持する清涼飲料の種類、數量及び貯蔵の場所を、第十三條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

第四十三條 第十四條の規定施行前に課した又は課すべきであつた砂糖消費税又は砂糖特別消費税については、なほ従前の例による。

第十四條の規定施行後一箇月以内に輸出した菓子、糖果その他命令で定める物品に對する砂糖消費税法第十二條ノ二の規定による交付金については、なほ従前の例による。

従前の砂糖消費税法第三條の税率により消費税を課せられた砂糖、糖蜜又は糖水を原料として製造した砂糖（第三種の砂糖を除く）、糖蜜又は糖水で、第十四條の規定施行後製造場から引き取られるものについては、同法第十二條の規定にかかわらず、消費税を徴収する。この場合においては、改正後の同法第三條の税率により算出した金額と従前の同條の税率により算出した金額との差額を、その税額とする。

従前の砂糖消費税法第三條の税率により消費税を課せられた第二種乙の砂糖を以て製造した第三種の砂糖で、第十四條の規定施行後製造場から引き取られるものについては、改正後の同法第三條中「八十五圓」とあるのは、「四百四十一圓八十錢」と讀み替へ、「百二十圓」とあるのは、「四百六十二圓五十錢」と讀み替へるものとする。

第十四條の規定施行の際、製造場又は保税地域以外の場所、同一人が、各種類を通じて、合計三百斤以上の砂糖、糖蜜又は糖水を持する場合においては、その者が、同條の規定施行の日に、これを製造場から引き取つたものとみなし、消費税を課する。この場合においては、改正後の砂糖消費税法第三條の税率により算出した金額と従前の同條の税率により算出した金額との差額を、その税額とする。

第十五條の規定施行の際、製造場又は保税地域以外の場所、織物又は織物を原料とする製品（以下織物製品といふ。）の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者が、總價格一萬圓以上の織物又は織物製品（従前の物品税法により物品税を課せられたものを除く）を所持する場合においては、その者が、同條の規定施行の日に、これを製造場から引き取つたものとみなし、消費税を課する。この場合においては、改正後の織物消費税法第二條の税率により算出した金額と従前の同條の税率により算出した金額との差額を、その税額として、命令の定めるところにより徴収する。

前項の砂糖、糖蜜又は糖水の所持者は、その所持する砂糖、糖蜜又は糖水の種類、數量及び貯蔵の場所を、第十四條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

第四十四條 第十五條の規定施行前に課した又は課すべきであつた織物消費税については、なほ従前の例による。

従前の織物消費税法第二條の税率により消費税を課せられた織物で、第十五條の規定施行後製造場から引き取られるものについては、同法第八條の規定にかかわらず、消費税を徴収する。この場合においては、改正後の同法第二條の税率により算出した金額と従前の同條の税率により算出した金額との差額を、その税額とする。

第十五條の規定施行の際、製造場又は保税地域以外の場所、織物又は織物を原料とする製品（以下織物製品といふ。）の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者が、總價格一萬圓以上の織物又は織物製品（従前の物品税法により物品税を課せられたものを除く）を所持する場合においては、その者が、同條の規定施行の日に、これを製造場から引き取つたものとみなし、消費税を課する。この場合においては、改正後の織物消費税法第二條の税率により算出した金額と従前の同條の税率により算出した金額との差額を、その税額として、命令の定めるところにより徴収する。

前項の織物又は織物製品中、命令で定めるものについては、同項の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、その織物又は織物製品を、その貯蔵の場所から引

き取る時に、その消費税を徴収することができる。

第三項の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者は、その所持する織物又は織物製品の種類、数量、価格及び貯蔵の場所を、第十五條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

従前の物品税法第一條第一種第二十五號に掲げる物品の小賣業者から、第三項の規定により消費税を徴収する場合においては、その物品の小賣業者の組織する團體（その組織する團體を含む。）について、従前の同法第二十五條ノ二乃至第二十五條ノ七の規定を適用する。

第四十五條 第十六條の規定施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なほ従前の例による。

第十六條の規定施行後一箇月以内に輸出した菓子、糖果その他命令で定める物品に對する物品税法第十四條の規定による交付金については、なほ従前の例による。

第十六條の規定施行前から、引き続き、従前の物品税法第一條に掲げる第一種の物品で、改正後の同條に掲げるもの（第九十一號に掲げる物品を除く。）又はヅルチンを製造する者が、第十六條の規定施行後一箇月以内に、その旨を

政府に申告するときは、同條の規定施行の日に、同法第十五條の規定により、申告したものとみなす。

第十六條の規定施行の際、製造場又は保税地域以外の場所、改正後の物品税法第一條に掲げる第一種若しくは第二種の物品（第一種第九十一號に掲げる物品を除く。）の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者が、次の各號の一に該當する物品を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなし、物品税を課する。この場合において

は、同條の規定施行の日に、その物品を、製造場外に移出したものとみなし、命令の定めるところにより、その物品税を徴収する。但し、従前の規定により物品税を課せられた物品については、その課せられた税額に相當する金額を控除した金額を、その税額とする。

一 改正後の物品税法第一條に掲げる第一種の物品（従前の同法第一條に掲げる第二種の物品を除く。）で、總価格一萬圓以上のもの

二 飴、葡萄糖又は麥芽糖で、合計五百斤以上のもの
三 サッカリン又はヅルチンで、合計二斤以上のもの
四 三百斤以上の蜂蜜

前項の物品中、改正後の物品税法第十二條第一項の規定又は第十三條第一項の規定に該當するものについては、前項の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、その物品税を徴収しないことができる。

第四項の物品中、命令で定めるものについては、同項の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、その物品を、その貯蔵の場所から移出する時に、その物品税を徴収することができる。

第四項の製造者若しくは販賣者又は命令で定める者は、同項第一號の物品については、その品名ごとに數量、價格及び貯蔵の場所を、同項第二號乃至第四號の物品については、その品名ごとに數量及び貯蔵の場所を、第十六條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

従前の物品税法第一條に掲げる第一種の物品（第九十一號に掲げる物品を除く。）の小賣業者から、第四項の規定により物品税を徴収する場合においては、その物品の小賣業者の組織する團體（その組織する團體を含む。）について、従前の同法第二十五條ノ二乃至第二十五條ノ七の規定を適用する。

第四十六條 第十八條の規定施行前から、引き続き、舞踏場を経営す

る者が、同條の規定施行後一箇月以内に、その旨を政府に申告するときは、同條の規定施行の日に、入場税法第七條の規定により、申告したものとみなす。

第四十七條 第十九條の規定施行前に課した又は課すべきであつた骨牌税については、なほ従前の例による。

第十九條の規定施行の際、骨牌の製造又は販賣をなす者の所持する骨牌については、製造又は販賣をなす者が、改正後の骨牌税法第四條の規定による税額と従前の規定による税額との差額に相當する金額を税額として、骨牌税を納めなければならない。

第四十八條 第二十條の規定施行前に課した又は課すべきであつた印紙税については、なほ従前の例による。

印紙税法第四條第一項に掲げる帳簿の昭和二十年七月三十一日以前に開始した附込に對する同項又は同法第七條の規定の適用については、同年八月一日から、同年勅令第四百二十三號廢止の日の前日までの期間は、これを同法第四條第一項又は第七條に規定する一年の期間に算入しない。

第四十九條 従前の納税施設法第十二條の規定による貯蓄で第二十六

條の規定施行の際現に存するものについては、なほ従前の例による。

第五十條 第二十七條の規定施行前納入の告知をなした國税の収入金又は還付金及び納付した國税の還付金の端數の計算については、なほ従前の例による。

第五十一條 法人の昭和二十一年三月三十一日以前に終了した各事業年度分の臨時利得税及び個人の昭和二十一年分以前の臨時利得税については、なほ従前の臨時利得税法の例による。

第五十二條 第二十八條第八號の規定施行前に終了した各事業年度分の所得及び資本に對する法人税、同號の規定施行前の合併に因る清算所得に對する法人税並びに昭和二十一年分以前の不動産所得、乙種の配當利子所得、甲種の事業所得、乙種の事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得、乙種の退職所得及び個人の總所得に對する所得税については、なほ従前の所得税法内外地關涉法の例による。

同法の規定施行前に課した又は課すべきであつた甲種の配當利子所得及び甲種の勤勞所得に對する分類所得税並びに従前の所得税法内税内外地關涉法第二十二條の規定により支拂の際賦課することを得べき綜合所得税についてもまた同じ。

第五十三條 第二十八條第九號の規定施行前の戦時災害について、被害者の納付すべき國稅、被害物件に對して課せらるべき國稅又は戰時災害のあつた地方で納付すべき國稅の輕減若しくは免除、課稅標準の計算若しくは決定に關する特例、徵收猶豫又は納稅資格要件の特例に關しては、なほ従前の戦時災害國稅輕減法の例による。但し、地租又は家屋稅については、命令で特別の定をした場合には、この限りでない。

第五十四條 今次の戦争のため従軍した軍人軍屬又はその同居の戸主若しくは家族の所得稅、營業稅若しくは地租の輕減、免除、徵收猶豫若しくは課稅標準の決定に關する特例又は納稅資格要件の特例に關しては、なほ従前の昭和十二年法律第九十四號の例による。

第五十五條 第二十八條第十二號の規定の施行について必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十六條 酒類、清涼飲料、砂糖、糖蜜、糖水、骨牌、従前の物品稅法第一條に掲げる物品、糖果又は果實蜜若しくはこれに類する物で、第二十八條第十三號の規定施行前に輸出したものに對する内國稅の免除若しくは交付金の交付又は同號の規定施行前に關東州か

ら輸入した物に對する租稅の輕減若しくは免除については、なほ従前の昭和十八年法律第七十二號の例による。

第五十七條 第十七條、第二十一條及び第二十八條第二號乃至第七號の規定施行前に課した又は課すべきであつた遊興飲食稅、狩獵免許稅、配當利子特別稅、外貨價特別稅、建築稅、特別行爲稅、電氣瓦斯稅及び廣告稅については、なほ従前の例による。

第五十八條 この法律による他の法律の廢止又は改正前になした行爲に關する罰則の適用については、なほ従前の例による。

臨時租稅措置法を改正する法律案 右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年八月十五日 衆議院議長 樋貝 詮三 貴族院議長 公爵徳川家正殿

臨時租稅措置法を改正する法律案 租稅特別措置法 第一條 當分の間のこの法律により、所得稅、法人稅、特別法人稅、營業稅及び登録稅を、輕減若しくは免除し、又はその課稅標準の計算若しくはその徵收に關する特例を設ける。

第二條 左に掲げる甲種の配當利子所得については、命令の定めるところにより、分類所得稅を免除する。

一 明治三十九年法律第三十四號（國債に關する法律）又は社債等登録法により、銀行（日本銀行を除く。）その他命令で定める金融機關の登録した公債又は社債の利子

二 貯蓄銀行法第九條第一項又は昭和十八年法律第四十三號（普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼營等に關する法律）第二條第一項の規定により、貯蓄銀行又は貯蓄銀行業務を營む銀行の供託した公債及び社債の利子

三 金融機關に對する金融機關の預金で命令で定めるものの利子

第三條 個人が、法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若しくは斡旋により、木材又は薪炭の増産の必要上、立木の伐採又は譲渡をしたときは、當該立木の伐採又は譲渡に因り生ずる山林の所得から、命令の定めるところにより計算した金額の十分の五を控除して、分類所得稅を賦課する。

第四條 個人が、相続稅法第十七條ノ二の規定により、相続財産たる不動産又は立木を相続稅の物納に充てたときは、命令の定めるところにより、當該不動産又は立木の

物納に因り生ずる譲渡所得又は山林の所得から、當該不動産又は立木に課せられた相続稅額のうち命令で定める金額に相當する金額を控除して、分類所得稅を賦課する。

第五條 個人のその年中の營業の所得金額又は純益金額が、その年の營業の所得の決定金額又は純益の決定金額に對し、五割以上減少した場合においては、命令の定めるところにより、その年の當該營業所得に對する所得稅及び營業稅を左の區分により輕減する。

減少割合が七割以下のとき 稅額の十分の三 減少割合が七割を超えるとき 稅額の十分の六

前項の規定は、個人でその年中の營業の所得金額が五萬圓以上のものについては、これを適用しない。

前二項の規定は、個人のその年中の乙種の事業所得に該當する所得の金額が、その年分の乙種の事業所得の決定金額に對し、五割以上減少した場合について、これを適用する。

第六條 前條の規定により所得稅及び營業稅の輕減を受けようとする者は、命令の定めるところにより、その旨を政府に申請しなければならない。

前項の申請があつたときは、政府は輕減處分が確定するまで税金の徵收を猶豫することができる。

第七條 國庫補助金その他これに類する收入で命令で定めるものは、命令の定めるところにより、法人稅法による所得及び營業稅法による法人の純益の計算上、これを益金に算入しない。

第八條 命令で定める法人の設定した價格平衡資金又は施設補修準備金への繰入金は、命令の定めるところにより、法人稅法による所得及び營業稅法による純益の計算上、これを損金に算入する。

第九條 法人が額面以上の價額で株式を發行した場合の額面を超える金額については、命令の定めるところにより、その十分の五に相當する金額を、法人稅法による所得及び營業稅法による純益の計算上益金に算入しない。

第十條 法人のなした寄附金のうち、命令の定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、法人稅法による所得及び營業稅法による純益又は特別法人稅法による剩餘金の計算上、これを損金に算入しない。但し、命令で定める寄附金については、命令の定めるところにより、その一部を損金に算入する。

第十一條 法人の納付した罰金又は料料（通告處分により納付した罰金又は料料に相當する金額を含む。）は、法人税法による所得及び營業税法による純益の計算上、これを損金に算入しない。

第十二條 法人が合併した場合において、合併に因り消滅した法人の株式（出資を含む。本條中以下これに同じ。）を、合併後存続する法人又は合併に因り消滅した他の法人が、合併前において取得したときは、命令の定めるところにより、當該株式の取得に要した金銭を、合併に因り消滅した法人の株主（社員を含む。）が、合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人から合併に因り取得した金銭とみなし、法人税法及び營業税法を適用する。

第十三條 命令で定める法人が、各事業年度分の法人税又は各事業年度分の營業税についてなすべき法人税法第十八條又は營業税法第十五條の申告の期限は、これを毎事業年度の決算が確定した後六十日以内とする。

第十四條 前條に規定する法人は、命令の定めるところにより、各事業年度分の法人税及び營業税を、同條の規定による申告と同時に政府に納付しなければならない。

第十五條 第十三條に規定する法人が、前條の規定による法人税若しくは營業税の納付をしないとき又はその納付した税額が納付すべき税額に對し不足するときは、納付すべき税額又は不足する税額に命令の定めるところにより計算した金額を、命令の定めるところにより、加算してこれを徴収する。

第十六條 納税施設法第七條乃至第九條の規定は、第十三條に規定する法人については、これを適用しない。

第十七條 耕作を目的とする土地（その土地に附屬して使用される土地を含む。）について、所有權の交換をした場合においては、交換に因る所有權の取得又は交換のためにする所有權の保存の登記については、命令の定めるところにより、登録税を免除する。

第十八條 前項の規定は、永小作權の交換又は前項の土地の所有權と永小作權との交換をした場合について、これを準用する。

第十九條 左に掲げる事項が、法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導若しくは斡旋によりなされる場合においては、命令の定めるところにより、その登記の登録税の額は、他の法令に特別の定めのある場合を除いては、登録税法にかかはらず左の額による。但し、登録税法により計算した登録税の額が、左の額より少いときはその額による。

一 會社の設立
金銭出資による拂込株金額及び金銭を目的とする株金以外の出資の價格の千分の六と、金銭以外の財産の出資による拂込株金額及び金銭以外の財産を目的とする株金以外の出資の價格の千分の一・五との合計額

二 會社資本の増加
金銭出資による増資拂込株金額及び金銭を目的とする株金以外の出資の價格の千分の六と、金銭以外の財産の出資による増資拂込株金額及び金銭以外の財産を目的とする株金以外の出資の價格の千分の一・五との合計額

三 第二回以後の株金拂込
毎回の金銭による拂込株金額の千分の六と、金銭以外の財産の出資による拂込株金額の千分の一・五との合計額

四 會社の設立、資本増加若しくは第二回以後の株金の拂込又は事業の設備若しくは事業の譲受の場合における不動産又は船舶に關する權利の取得
不動産又は船舶の價格の千分の四

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

甲種及び乙種の事業所得、山林の所得、譲渡所得及び個人の總所得に對する所得税並びに個人の營業税については、昭和二十二年分からの法律を適用する。

各事業年度の普通所得及び超過所得に對する法人税並びに法人の各事業年度の純益に對する營業税については、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算所得に對する法人税及び清算純益に對する營業税については、同日以後の解散又は合併に因る分から、この法律を適用する。但し、同年八月三十一日までに決算の確定した事業年度分に限り、第十三條中「毎事業年度の決算が確定した後六十日以内」とあるのは「昭和二十一年十月三十一日まで」と読み替へるものとする。

特別の法人の各事業年度の剰餘金に對する特別法人税については、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分から、この法律を適用する。

昭和二十年分以前の乙種の配當利子所得に對する分類所得税、昭和二十一年分以前の甲種及び乙種の事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得及び個人の總所得に對する所得税、個人の昭和二十一年分以前の營業税及び臨時利得税、昭和二十一年分以

前の礦區税、法人の昭和二十一年三月三十一日以前に終了した各事業年度の所得及び資本に對する法人税及び純益に對する營業税及び臨時利得税、法人の同日以前の解散又は合併に因る清算所得に對する法人税及び清算純益に對する營業税、特別の法人の同日以前に終了した各事業年度の剰餘金に對する特別法人税及びこの法律施行前に課した又は課すべきであつた甲種の配當利子所得に對する分類所得税及び登録税の軽減又は免除並びにこれらの租税の課税標準の計算、徴収及びこれらの租税の軽減又は免除に因る納税資格要件の特例に關しては、なほ従前の例による。

地方税法及び地方分與税法の一部を改正する法律案
右の政府提出案は本院において修正議決した、因つて議院法第五十四條により送付する
昭和二十一年八月十五日

衆議院議長 樋貝 詮三
貴族院議長 公爵徳川家正殿

（小字及びハ衆議院ノ修正）
地方税法及び地方分與税法の一部を改正する法律案
第一條 地方税法の一部を次のやうに改正する。

第一條第一項中「府縣」を「道府縣」に改め、「府縣稅」を「道府縣稅」に改め、同條第二項中「府縣條例」を「道府縣條例」に改め、同項の次に次の一項を加へる。

前二項ノ規定ヲ除クノ外本法中府縣、府縣稅、府縣民稅、府縣知事、府縣吏員、府縣參事會又ハ府縣條例トアルハ夫々北海道、北海道稅、北海道民稅、北海道廳長官、北海道吏員、北海道參事會又ハ北海道條例ヲ含ムモノトス

同條第三項中及「北海道地方費」を削り、同條第四項を次のやうに改める。

前項ノ場合ニ於テハ府縣、府縣稅、府縣民稅、府縣知事、府縣吏員、府縣參事會又ハ府縣條例トアルハ夫々東京都、東京都稅、東京都民稅、東京都長官、東京都吏員、東京都參事會又ハ東京都條例トス
第二十條第一項の次に次の一項を加へる。

第四十八條ノ六第一項ノ場合ニ於テ市町村ハ府縣民稅ノ賦課總額ノ配當ニ關シ違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ其ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ府縣知事ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得
同條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同條第四項中「第三項」

を「前項」に改め、同條第五項中「前四項」を「前五項」に改める。

第二十六條第一項第一號中「又ハ徵收ノ囑託ヲ受ケタル滿洲國ノ國稅若ハ地方稅」を削る。

第四十六條中「百分ノ百」を「百分ノ二百」に、「百分ノ百二十」を「百分ノ二百四十」に改める。

第四十八條中「段別稅」を「府縣段別」に改め、同條に次の二項を加へる。

府縣ハ前項ニ掲グルモノノ外別ニ稅目ヲ起シテ獨立稅ヲ課スルニトゾ得

前項ノ獨立稅ノ新設及變更ニ付テハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケベシ

第四十八條ノ二 府縣民稅ハ左ニ掲グル者ニ對シ之ヲ課ス但シ貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

一 府縣内ニ一戸ヲ構フル個人又ハ一戸ヲ構ヘザルモ獨立ノ生計ヲ營ム個人

二 前號ニ該當セザルモ府縣内ニ事務所、營業所又ハ家屋敷ヲ有スル個人

三 府縣内ニ事務所又ハ營業所ヲ有スル法人

前項第一號又ハ第二號ノ個人ニ付テハ當該事實アル市町村毎ニ、第三號ノ法人ニ付テハ其ノ事務

所又ハ營業所毎ニ府縣民稅ヲ課ス

第四十八條ノ三 府縣民稅ノ賦課期日ハ四月一日トス

前項ニ定ムルモノノ外府縣民稅ノ課稅方法ハ府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第六條及第十條ノ規定ハ府縣民稅ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四十八條ノ四 府縣民稅ノ賦課總額ハ六十圓ニ第四十八條ノ二ニ定ムル納稅義務者數ヲ乘ジタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ第四十八條ノ二第一項第一號又ハ第二號ノ個人ハ當該事實アル市町村毎ニ、同項第三號ノ法人ハ其ノ事務所又ハ營業所毎ニ獨立ノ納稅義務者ト看做ス

第四十八條ノ五 特別ノ必要アル場合ニ於テハ內務大臣ノ許可ヲ受ケ前條第一項ニ規定スル制限額ヲ超過シ其ノ百分ノ五十以内ニ於テ増課スルコトヲ得

第四十八條ノ六 府縣民稅ノ賦課總額ハ府縣條例ノ定ムル所ニ依リ之ヲ市町村ニ配當スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ法律、命令及府縣條例ニ定ムルモノノ外府縣民稅ノ課稅方法ハ關係市町村ノ條例ヲ以テ之ヲ規定セシムルコトヲ得

第五十八條中「藝妓稅附加稅」を「藝妓稅附加稅」に改め、同條第四十八條第二項ノ規定ニ依ル獨立稅ノ附加稅に改める。

第六十一條中「百分ノ二百」を「百分ノ三百」に、「百分ノ二百四十」を「百分ノ三百六十」に改める。

第六十三條第二項中「第四十八條ニ掲グル獨立稅」を「第四十八條第一項ニ掲グル獨立稅(府縣民稅ヲ除ク)」に改める。

第六十五條第一項中「十月」を「四月」に改める。

第六十六條第一項及び第二項を次のやうに改める。

市町村民稅ノ賦課總額ハ四十圓ニ第六十四條ニ定ムル納稅義務者數ヲ乘ジタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

同條第三項中「前二項」を「前項」に改める。

第六十六條ノ二 特別ノ必要アル場合ニ於テハ府縣知事ノ許可ヲ受ケ前條第一項ニ規定スル制限額ヲ超過シ其ノ百分ノ五十以内ニ於テ増課スルコトヲ得

第七十五條第一項の次に次の一項を加へる。

府縣民稅ニ對シテハ府縣稅獨立稅割ヲ課スルコトヲ得ズ

同條第二項中「前項」を「第一項」に改める。

第七十六條第二項を次のやうに改める。

府縣民稅又ハ市町村民稅ニ對シテハ府縣稅獨立稅割又ハ市町村稅獨立稅割ヲ課スルコトヲ得ス

第八十條第二項中「二十圓」を「二百圓」に改める。

第八十五條ノ二中「百分ノ百トアルハ百分ノ三百、百分ノ百二十アルハ百分ノ三百六十」を「百分ノ二百アルハ百分ノ五百、百分ノ二百四十アルハ百分ノ六百」に改める。

第八十五條ノ十中「東京都ノ區」を「東京都ノ區ノ區稅並ニ東京都ノ區」に改め、同條を第八十五條ノ十四とする。

第八十五條ノ七第一項を削り、同條を第八十五條ノ八とし、第八十五條ノ八を第八十五條ノ九とし、第八十五條ノ九を第八十五條ノ十とする。

第八十五條ノ六を第八十五條ノ七とし、第八十五條ノ五中「第六十四條」を「第六十七條」に改め、同條を第八十五條ノ六とする。

第八十五條ノ四第一項中「都民稅」を削り、同條を第八十五條ノ五とする。

第八十五條ノ四 東京都ノ區ノ存スル區域ニ於テハ第四十八條ノ四第一項ノ規定ノ準用ニ付テハ同項中六十圓ニ第四十八條ノ二ニ定ムル納稅義務者數ヲ乘ジタル額トアルハ六十圓ニ東京都ニ

於ケル第一條第四項ニ於テ準用スル第四十八條ノ二ニ定ムル納稅義務者數ヲ乘ジタル額及四十圓ニ區ノ存スル區域ニ於ケル第一條第四項ニ於テ準用スル第四十八條ノ二ニ定ムル納稅義務者數ヲ乘ジタル額ノ合算額トス

都民稅ノ課稅ニ付第四十八條ノ二第二項及第四十八條ノ四第二項ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ東京都ノ區ノ存スル區域ヲ以テ市ト看做ス

第八十五條ノ十一 東京都ノ區ハ東京都條例ノ定ムル所ニ依リ其ノ區域内ニ於テ東京都ノ課稅ルコトヲ得ル稅ノ全部又ハ一部ヲ區稅トシテ課稅スルコトヲ得

前項ノ東京都條例ニ付テハ內務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第八十五條ノ十二 東京都ノ區ハ前條第一項ノ外別ニ稅目ヲ起シテ獨立稅ヲ課スルコトヲ得

前項ノ獨立稅ノ新設及變更ニ付テハ東京都ノ同意並ニ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ

第八十五條ノ十三 區稅ニ付テハ本法中市町村稅ニ關スル規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ市町村、市町村長、市町村吏員、市町村會又ハ市町村條例トアルハ區、區長、區所屬ノ官吏、區所屬ノ都吏員若ハ區吏員、區會又ハ區條例トス

第二條 地方分與稅法の一部を次のやうに改正する。

地方分與稅法目次中「第四款町村配付稅」を「第四款特別配付稅」に改める。

第二條第二項中「百分ノ十・〇六」を「百分ノ十六・六七」に、「百分ノ十四・四〇」を「百分ノ十四・四二」に改める。

第六條第一項中「百分ノ十・〇六」を「百分ノ十六・六七」に、「百分ノ十四・四〇」を「百分ノ十四・四二」に改める。

第十條中「百分ノ六十三」を「百分ノ六十五」に、「百分ノ三十七」を「百分ノ三十五」に改める。

第十三條 道府縣配付稅ハ之ヲ第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額ニ分チ第一種配付額ハ道府縣ノ課稅力ヲ標準トシ、第二種配付額ハ道府縣ノ財政需要ヲ標準トシ、第三種配付額ハ特別ノ事情アル道府縣ニ對シ其ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ分與ス

第十四條 第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額ハ夫々道府縣配付稅總額ノ百分ノ四十七・五、百分ノ四十七・五及百分ノ五トス

第十五條第四項中「百分ノ百」を「百分ノ二百」に改める。

第十六條第二項を次のやうに改める。

割増人口ハ當該道府縣ノ大都市部人口ノ三倍、都市部人口ノ二倍及町村部人口ノ合算額ニ百五十萬ヲ加ヘタルモノトス

第十六條ノ二 第三種配付額ノ分與方法ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十七條第二項中「前二條」を「第十五條及第十六條」に改める。

第十八條 前條第二項ノ規定ニ依リ減額シタル額ハ之ヲ第三種配付額ニ加フ

第十九條 市町村配付稅ハ大都市配付稅、都市配付稅、町村配付稅及特別配付稅ノ四種トス

大都市配付稅ハ大都市ニ、都市配付稅ハ都市ニ、町村配付稅ハ町村ニ、特別配付稅ハ大都市、都市及町村ニ對シテ之ヲ分與ス

大都市及都市ノ區分ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第二十條第一項第一號中「半額」を「百分ノ四十七・五」に改め、同項第二號中「半額」を「百分ノ四十七・五」に、「大都市、都市及町村ノ各總割増人口」を「大都市總人口ノ三倍、都市總人口ノ二倍及町村總人口」に改め、同條第四項中「百分ノ二百」を「百分ノ三百」に改める。

第二十條ノ二 特別配付稅ノ總額ハ市町村配付稅總額ノ百分ノ五トス

第二十三條第四項中「百分ノ二百」を「百分ノ三百」に改める。

第二十四條第二項を次のやうに改める。

割増人口ハ當該市ノ人口ニ九十九萬ヲ加ヘタルモノトス

第二十六條 前條第二項ノ規定ニ依リ減額シタル額ハ之ヲ特別配付稅ニ加フ

第二十七條 都市配付稅ハ之ヲ第一種配付額及第二種配付額ニ分チ第一種配付額ハ都市ノ課稅力ヲ標準トシ、第二種配付額ハ都市ノ財政需要ヲ標準トシテ之ヲ分與ス

第二十八條 第一種配付額及第二種配付額ハ夫々都市配付稅總額ノ半額トス

第二十九條第四項中「百分ノ二百」を「百分ノ三百」に改める。

第三十條第二項を次のやうに改める。

割増人口ハ當該市ノ人口ニ四萬五千ヲ加ヘタルモノトス

第三十一條 削除

第三十三條中「第三種配付額」を「特別配付稅」に改める。

第三十四條 町村配付稅ハ之ヲ第一種配付額及第二種配付額ニ分チ第一種配付額ハ町村ノ課稅力ヲ標準トシ、第二種配付額ハ町村ノ財政需要ヲ標準トシテ之ヲ分與ス

第三十五條 第一種配付額及第二種配付額ハ夫々町村配付稅總額ノ半額トス

第三十六條第四項中「百分ノ二百」ヲ「百分ノ三百」に改める。

第三十七條第二項を次のやうに改める。

割増人口ハ當該町村ノ人口ニ三千ヲ加ヘタルモノトス

第三十八條 削除

第四十條中「第三種配付額」を「特別配付稅」に改める。

第四十條ノ二を第四十條ノ四とする。

第三章に次の一款を加へる。

第五款 特別配付稅

第四十條ノ二 特別配付稅ハ特別ノ事情アル大都市、都市及町村ニ對シ其ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ分與ス

第四十條ノ三 特別配付稅ノ分與方法ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第四十二條中「第十五條乃至第十七條、第十九條」を「第十五條、第十七條」に、「第十五條ノ災害土木費負擔額並ニ第十六條、第二十四條、第三十條及第三十七條ノ國民學校兒童數」を「並ニ第十五條ノ災害土木費負擔額」に改め、「人口」の下に「第十六條ノ大都市部人口、都市部人口及町村部人口」を加へる。

第四十七條第二項中「百分ノ十・〇六」を「百分ノ十六・六七」に、「昭和二十一年度ニ於テハ百分ノ十・一四、昭和二十二年度ニ於テハ百分ノ十・〇八」を「昭和二十一年度ニ於テハ百分ノ十九・三五、昭和二十二年度ニ於テハ百分ノ十八・九〇」に改め、同條第三項中「百分ノ十四・四〇」を「百分ノ三十四・七九」に、「昭和二十一年度ニ於テハ百分ノ十七・九五」を「昭和二十一年度ニ於テハ百分ノ三十九・五一、昭和二十二年度ニ於テハ百分ノ三十五・九四」に改める。

第四十八條第二項中「百分ノ十・〇六」を「百分ノ十六・六七」に、「昭和二十一年度分ニ付テハ百分ノ十二・二二、昭和二十二年度分ニ付テハ百分ノ十・三二、昭和二十三年度分ニ付テハ百分ノ十一・一四、昭和二十四年度分ニ付テハ百分ノ十・〇八」を「昭和二十一年度分ニ付テハ百分ノ三十六・三七、昭和二十二年度分ニ付テハ百分ノ四十・〇七、昭和二十三年度分ニ付テハ百分ノ十九・二一、昭和二十四年度分ニ付テハ百分ノ十六・七三」に改め、同條第三項中「百分ノ十四・四〇」を「百分ノ三十四・七九」に、「昭和二十一年度分ニ付テハ百分ノ十四・三〇、昭和二十二年

度分ニ付テハ百分ノ十四・五六」を「昭和二十一年度分ニ付テハ百分ノ五十七・九〇、昭和二十二年度分ニ付テハ百分ノ四十八・八八、昭和二十三年度分ニ付テハ百分ノ三十三・四七」に改め、同條第四項を削る。

第四十九條 當分ノ間道府縣配付税ニハ第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額ノ外ニ第四種配付額ヲ設ケ戰災ニ因リ稅收入ノ減少スル道府縣ニ對シ其ノ減收額ヲ標準トシテ之ヲ分與ス

第四種配付額ハ道府縣配付稅總額ノ百分ノ十以內ニ於テ命令ヲ以テ定ムル額トス

道府縣配付稅中第一種配付額及第二種配付額ハ當分ノ間第十四條ノ規定ニ拘ラズ夫々道府縣配付稅總額ヨリ第十四條ニ定ムル第三種配付額及前項ニ定ムル第四種配付額ノ合算額ヲ控除シタル額ノ半額トス

第五十條 道府縣配付稅中第四種配付額ハ戰災後ノ稅收入額（戰災後稅額ト稱ス以下同ジ）ガ戰災ナカリシ場合ニ於テ稅收入スベカリシ稅收入見込額（戰災前稅額ト稱ス以下同ジ）ニ不足スル道府縣ニ對シ其ノ不足額ニ按分シテ之ヲ分與ス

道府縣配付稅中第四種配付額ガ前項ノ不足額ノ合計額ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ之ヲ第三種配付額ニ加フ

第五十一條 當分ノ間第十七條第一項中第二種配付額トアルハ第二種配付額及第四種配付額トシ同條第二項中第十五條及第十六條トアルハ第十五條、第十六條及第五十條第一項トス

第五十二條 當分ノ間市町村配付稅ニハ大都市配付稅、都市配付稅、町村配付稅及特別配付稅ノ外ニ臨時特別配付稅ヲ設ケ戰災ニ因リ稅收入ノ減少スル大都市、都市及町村ニ對シ其ノ減收額ヲ標準トシテ之ヲ分與ス

臨時特別配付稅ハ市町村配付稅總額ノ百分ノ二十以內ニ於テ命令ヲ以テ定ムル額トス

當分ノ間第二十條第一項中市町村配付稅總額ノ百分ノ四十七・五ヨリ臨時特別配付稅ノ半額ヲ控除シタル額トス

第五十三條 臨時特別配付稅ハ戰災後稅額ガ戰災前稅額ニ不足スル大都市、都市及町村ニ對シ其ノ不足額ニ按分シテ之ヲ分與ス

臨時特別配付稅總額ガ前項ノ不足額ノ合計額ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ之ヲ特別配付稅ニ加フ

第五十四條 當分ノ間第二十五條中大都市標準單位稅額トアルハ大都市標準單位稅額トシ同條第二項中前二條ノ規定ニ依ル大都市配付稅ノ額トアルハ前二條ノ規定ニ依ル大都市配付稅ノ額及第五十三條ノ規定ニ依ル臨時特別配付稅ノ額ノ合算額トス

第五十五條 當分ノ間第三十二條中市標準單位稅額トアルハ都市標準單位稅額トシ同條第二項中第二十九條及第三十條ノ規定ニ依ル都市配付稅ノ額トアルハ第二十九條及第三十條ノ規定ニ依ル都市配付稅ノ額及第五十三條ノ規定ニ依ル臨時特別配付稅ノ額ノ合算額トス

第五十六條 當分ノ間第三十九條中市標準單位稅額トアルハ町村標準單位稅額トシ同條第二項中第三十六條及第三十七條ノ規定ニ依ル町村配付稅ノ額トアルハ第三十六條及第三十七條ノ規定ニ依ル町村配付稅ノ額及第五十三條ノ規定ニ依ル臨時特別配付稅ノ額ノ合算額トス

第五十七條 前三條ノ大都市標準單位稅額、都市標準單位稅額、標準單位稅額又ハ町村標準單位稅額ハ臨時特別配付稅ノ大都市、都市又ハ町村ニ對スル各分與額

於テハ其ノ超過額ハ之ヲ特別配付稅ニ加フ

第五十八條 第五十條及第五十三條ノ戰災前稅額及戰災後稅額並ニ前條ノ人口ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第五十九條 昭和二十年年度分以前ノ國稅附加稅額ノ算定ニ付テハ第十五條第四項中百分ノ二百トアルハ百分ノ百、第二十條第四項、第二十三條第四項、第二十九條第四項及第三十六條第四項中百分ノ三百トアルハ百分ノ二百トス

昭和二十一年年度分ノ家屋稅附加稅額ノ算定ニ付テハ第十五條第四項中百分ノ二百トアルハ百分ノ三百二十、第二十條第四項、第二十三條第四項、第二十九條第四項及第三十六條第四項中百分ノ三百トアルハ百分ノ四百二十トス

第六十條 昭和二十一年度及昭和二十二年度ニ限り第十一條第一項中前年度初日トアルハ當該年度初日トス

第六十一條乃至第七十四條を削る。

附則

この法律は、公布の日から、これ

を施行する。但し、地方税法第一條及び第八十五條ノ十一乃至第八十五條ノ十四の改正規定の施行の期日は、勅令でこれを定める。

この法律（前項但書に掲げる改正規定、地方税法第二十六條及び第八十條の改正規定並びに附則第六項の規定を除く。）は、昭和二十一年度分から、これを適用する。

地方税法第一條の改正規定の施行されるまでは、地方税法中府縣に關する規定を東京都及び北海道地方費に適用する場合において、「府縣民税」とあるのは「東京都民税」又は「北海道民税」と読み替へるものとす、改正後の同法第八十五條の四中「第一條第四項」とあるのは「第一條第三項」と読み替へるものとす。

昭和二十一年度分の家屋税附加税及び家屋税割に限り、地方税法第四十六條の改正規定中「百分ノ二百」とあるのは「百分ノ三百二十」、「百分ノ二百四十」とあるのは「百分ノ三百八十」、同法第六十一條の改正規定中「百分ノ三百」とあるのは「百分ノ四百二十」、「百分ノ三百六十」とあるのは「百分ノ五百」、同法第七十五條第一項中「家屋税ノ百分ノ二十五」とあるのは「家屋税ノ百分ノ三十五」、同法第七十六條第一項中「家屋税ノ百分ノ六十八」とあるのは「家屋税ノ百分ノ九十五」、同法第八十五

條ノ二の改正規定中「百分ノ五百」とあるのは「百分ノ七百四十」、「百分ノ六百」とあるのは「百分ノ八百八十」、改正後の同法第八十五條ノ七中「百分ノ九十三」とあるのは「百分ノ百三十」と読み替へるものとす。

昭和二十一年度分に限り、地方税法第四十五條中「地租附加税、家屋税附加税及營業税附加税ノ賦課率」とあるのは、「地租附加税及營業税附加税ノ賦課率並ニ家屋税附加税ノ賦課率ヨリ百分ノ四十ヲ減ジタルモノヲ一・四ヲ以テ除ジタルモノ」、同法第五十九條中「地租附加税、家屋税附加税及營業税附加税ノ賦課率」とあるのは「地租附加税及營業税附加税ノ賦課率並ニ家屋税附加税ノ賦課率ヲ一・四ヲ以テ除ジタルモノ」、同法第四十八條ノ三第一項及び第六十五條第一項の改正規定中「四月一日」とあるのは「十月一日」と読み替へるものとする。日滿地方税徵收事務共助法は、これを廢止する。

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣（石橋湛山君） 只今議題トナリマシタ三法律案ノ中、所得税法の一部を改正する等の法律案及臨時租稅措置法を改正する法律案ニ付マシテ御説明ヲ申上ゲマス、終戦後ニ於ケル時局ヲ速カニ收拾シ、國民生活ノ安定ヲ確保シ、新シキ日本ノ建設ヲ期ス

ル爲當面必要トスル財政需要ハ相當巨額ニ上ツテ居ル次第アリマス、之ニ對處致シマス爲、租稅ニ付キマシテモ、國民經濟ノ實情及國民生活ニ及ス影響等ヲ考慮致シマシタ上、適當ト認メラル、増稅等ヲ行ヒマシテ、國庫收入ノ増加ヲ圖ツテ財政ノ強化ニ資シマスト共ニ、經濟諸情勢等ノ推移ニ應ジテ國民負擔ノ公正ヲ期シ、併セテ徵稅ノ簡素化ヲ圖ルコトヲ致シタイノデアリマス、即チ直接稅ニ付キマシテハ、分類所得稅ノ増徴ニ主眼ヲ置キマシテ、特ニ資產所得ニ重課致シ、又間接稅ニ付キマシテハ、酒類等嗜好品ニ對シテ重課スルコトヲ致シマシタ、其ノ他各稅ニ互リ最近ニ於ケル物價及ビ取引ノ狀況等ニ即應致シマシテ相當ノ増稅ヲ行ハウトスルモノデアリマス、同時ニ目下課稅ヲ不當トスルニ至リマシタ、若干ノ租稅ヲ廢止若シクハ改正致シマシテ、戰時稅制ヲ平時稅制ニ移行行政シマスル爲メ所要ノ整備ヲモ併セテ行ヒタイト思フノデアリマス、本案ノ内容ヲ申上ゲマスレバ、先ヅ分類所得稅デアリマスルガ、本稅ハ租稅收入ノ半バニ達スル相當重要ナ租稅デアリマスノデ、今回ノ増稅ニ於キマシテモ、只今申上ゲマシタ通り、之ニ主眼ヲ置イテ居ルノデアリマス、サウシテ資產所得ニ對シテ増徴ノ程度ヲ強クシ、勞務所得ニ對シテハ其ノ程度ヲ弱クスル趣旨ニ依リマシテ、所得ノ種類ノ性質ニ應ジマシテ差等ヲ附シナガラ、原

則トシテ百分ノ二乃至百分ノ七程度ノ稅率ノ引上ヲ行ヒマシテ、總稅額ニ於テ二割五分程度ノ増徴ヲ圖ルコトヲ致シタノデアリマス、又綜合所得稅ニ付キマシテハ、分類所得稅ノ稅率ノ引上ニ照應致シナガラ稅率ヲ改定致シマシテ、高所得者ニ對シマシテ課稅ノ擴充ヲ期スルコトヲ致シタノデアリマス、ソレカラ法人稅ニ付キマシテハ、法人ノ臨時利得稅ヲ此ノ法人稅ニ統合致シマシテ、普通所得ト超過所得トニ區分シテ課稅スルコトヲ致シマシタ、普通所得ニ對スル稅率ヲ百分ノ二程度引上ゲ超過所得ニ對スル稅率ハ、從來ノ臨時利得稅程度ノ稅收ヲ舉ゲル目途ノ下ニ之ヲ定メルコトヲ致シタノデアリマス、之ニ伴ヒ特別法人稅ニ付キマシテモ、相當程度ノ稅率ノ引上ヲ行フコトヲ致シタノデアリマス、ソレカラ臨時利得稅ハ、今次ノ戰爭終了後一年以內ニ廢止スルコトニ相成ツテ居リマスルノデ、今回ノ稅制改正ヲ機トシテ之ヲ廢止スルコトヲ致シタノデアリマス、併シ前ニ申上ゲマシタ通り、法人ノ利得稅ハ之ヲ法人稅ニ統合致シマシテ、ソレカラ又個人ノ不動產等ノ課稅ニ對スル課稅ハ、之ヲ所得稅ニ統合スルコトヲ致シタノデアリマス、ソレカラ相續稅デゴザイマスガ、高額財產ノ相續者ニ對スル稅率ヲ相當程度引上ゲルコトヲ致シタノデアリマスガ、是ト同時ニ課稅最低限又ハ扶養家族控除額ヲ二倍乃至四倍程度ニ引上ゲマシテ、以

テ小額財產ノ相續者ノ負擔ヲ緩和スルコトヲ致シタノデアリマス、又地方團體ノ財源タル地租、家屋稅及ビ營業稅ニ付キマシテモ、地方財政ノ狀況等ヲ考慮致シマシテ、相當程度稅率ヲ引上ゲマシタ、其ノ他鐵區稅、有價證券移轉稅、登録稅ニ付キマシテモ、相當程度ノ稅率ノ引上ヲ行ハウトスルノデアリマス、ソレカラ酒稅ニ付キマシテハ、酒類ノ嗜好品タル性質等ニ鑑ミマシテ、此ノ際相當重課スルコトハ已ムヲ得ナイモノト考ヘラレマスノデ、各種酒類ノ品質等ニ應ジマシテ稅負擔ニ差等ヲ附シナガラ、總稅額ニ於テ十九割程度ノ增收ヲ圖ルコトヲ致シタノデアリマス、ソレカラ織物ニ付キマシテハ、消費稅ト物品稅ヲ統合致シマシテ、徵稅ノ簡素化ヲ圖ルコト共ニ、稅率ヲ原則トシテ百分ノ四十ト致シマシタ、ソレカラ物品稅ニ付キマシテハ、徵稅ノ簡素化且適正ナラシムル爲メ、現在ノ第一種ノ物品ハ小賣稅稅率ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、今回之ヲ改メマシテ、原則トシテ製造稅稅率ヲ致シマシタ、其ノ中製造稅稅率ニ改メルコトガ困難ナ一部ノ物品ニ對スル課稅ヲ廢止スルコトヲ致シマシタ、又甲類物品ニ對スル稅率ハ從來百分ノ百二十デアリマシタガ、是ハ高キニ失スル嫌ヒガアリマスルノデ、之ヲ百分ノ百ニ引下ゲマシタ、又飴等ニ對シマシテハ、砂糖ト同程度ノ稅率ノ引上ヲ行フコトヲ致シタノデアリマス、其ノ外、清涼飲料

稅、砂糖消費稅、骨牌稅、印紙稅等ニ付キマシテモ、相當程度ノ稅率ノ引上ヲ行フコトヲ致シマシタ、以上ノ増稅ニ即應致シマシテ、稅制ヲ出來ル限リ簡潔適正ナラシムルト共ニ、終戰後ニ於キマスル事態ニ即應致シマシテ、稅務ノ運營ノ適正等ヲ期スルコトヲ致シマスル爲、現在ニ於キマシテハ、課稅スルヲ不當トスルニ至ツタ配當利子特別稅、外貨價特別稅、建築稅、特別行爲稅、電氣瓦斯稅及ビ廣告稅等ハ之ヲ廢止致シマシタ、尙各稅法ニ互リ必要ナ改正又ハ廢止ヲ行フコトヲ致シマシタ、尙今次ノ戰爭遂行上ノ必要等ニ依リ實施セラレテ參リマシタ臨時稅稅置法ハ今回之ヲ稅稅特別稅置法ニ改メマシテ、生産ノ增強、國民生活ノ安定其ノ他現下緊要ノ諸政策ヲ遂行ニ資スル爲、特ニ必要トセラレル稅稅ノ減免等ニ付テノミ之ヲ整備存置シ、戰爭遂行上ノ必要ニ基イテ定メラレタ稅稅ノ減免等ハ、此ノ際之ヲ廢止スルコトニ致シマシタ、以上述べマシタ增稅等各種ノ措置ニ依リマシテ、平年度ニ於テ三十九億七百餘萬圓、初年度タル昭和二十一年度ニ於テ二十四億五千五百餘萬圓ノ增收ナル見込デアリマス、今回ノ增稅等ノ大要ハ以上ノ如クデアリマスガ、今次ノ戰爭開始ノ前後ヲ通ズル累次ノ增稅ニ依リ、國民ノ租稅負擔ハ現在ニ於テモ相當重イノデアリマシテ、國民經濟乃至國民生活ガ不安定ナ此ノ際、更ニ

增稅等ニ依リ、負擔ヲ重加スルコトハ、誠ニ忍ビ難イモノガアルノデアリマス、併シナガラ冒頭ニモ申上ゲタ通り、財政ノ基礎ヲ出來ル限リ鞏固ニシ、急速ニ財政經濟ノ再建及ビ國民生活ノ安定ヲ圖リマス爲ニハ、誠ニ已ムヲ得ナイ次第デアルト考ヘテ斯様ナ案ヲ立テ次第デアリマス、政府ト致シマシテハ、本增稅等ノ實施ニ付キマシテ國民各層ノ深キ理解ト協力トニ期待致シマスルト共ニ、一層適實公正ナ稅務ノ運營ニ付キマシテ、十分ノ努力ヲ致ス所存デアリマス、尙、國民經濟ノ推移及ビ國民生活ノ實情ニ即シ出來ルダケ早イ機會ニ於テ稅稅制度ノ全般ニ互ル根本的整理改正ヲ行ヒ、適正ナ國民負擔ノ實現ヲ圖リタイト考ヘテ居ル次第デアリマス、終リニ所得稅法ノ一部ヲ改正スル等ノ法律案ニ付キマシテハ、衆議院ニ於テ遊興飲食稅ノ免稅點ヲ引上ゲル修正ノ議決ガアリマシタ之ニ伴フ減收額ハ、平年度ニ於テ一億三千百餘萬圓、初年度タル昭和二十一年度ニ於テ六千五百餘萬圓ノ見込ミデアリマス、此ノ修正案ニ付キマシテハ、政府ハ之ヲ尊重スル所存デアリマス、以上簡略デアリマスガ御説明申上ゲマシタ、何卒御審議ノ上、速カニ協賛ヲ賜ラムコトヲ希望スル次第デアリマス

○議長(公爵德川家正君) 大村内務大臣

○國務大臣(大村清一君) 只今議題トナツテ居リマス地方稅法及ビ地方分與稅法の一部を改正する法律案ニ付キマシテ其ノ要旨ヲ説明致シマス、地方團體ノ財政ハ、多數都市ノ戰災ト終戰後ノ社會經濟情勢ノ一變トニ依リマシテ其ノ事情ガ激變致シ、困難ナ段階ニ立至ツテ居ルノデアリマス、此ノ地方財政ノ現況ヲ概括シテ申述ベテ見マスレバ、先ヅ戰災其ノ他ニ依リマシテ、地方團體ハ多大ノ稅源ヲ喪失致シマシタ、加フルニ物價ノ騰貴ニ依ル職員ノ給與改善費並ニ戰災復興、其ノ他ノ災害對策、食糧對策等ニ多額ノ財源ヲ必要ト致シテ居ルノデアリマス、更ニ戰災其ノ他ニ依リマシテ地方團體ノ相互ノ間ノ財政事情ハ著シク不均衡ト相成リ、且其ノ情況ハ甚ダシク複雑ニ相成ツテ參ツタノデアリマス、而モ地方行政ノ民主化、地方自治ノ發達ヲ期シマスル爲ニハ、地方制度ノ改革ト並行シテ、地方自治團體ノ財政ノ強化ト其ノ自主化トヲ圖ル必要ガアルノデアリマス、斯クノ如キ地方財政ノ現況ニ鑑ミマシテ、今回第一ニ地方財源ノ擴充、

第二ニ地方財政ノ自主性ノ強化、第三ニ地方財政調整ノ適正化、此ノ三ツノモノヲ目標ト致シマシテ、地方稅法及ビ地方分與稅法ノ一部ヲ改正セムトスル次第デアリマス、先ヅ地方稅法中ノ改正事項ニ付テ申述ベマスガ、是ハ大體ニ於キマシテ地方稅全般ニ互ツテ相當ノ增稅ヲ行ハムトスルモノデアリマス、今ヤ地方民ノ稅力ハ增強シタ面

モアリマスガ、又反對ニ弱シタ面モアルノデアリマス、殊ニ生活上ノ困難サガ増大シテ參ツテ居リマス時ニ、一般的增稅ヲ行フコトハ深甚ノ考慮ヲ加ヘナケレバナラスコトハ申ス迄モナイコトデアリマス、併シナガラ多額ノ地方財政ノ補填ヲ國庫財政ノ援助ニノミ候ツコトハ、國庫財政其ノモノモ亦逼迫シテ居リマスル今日ニ於テハ、所詮多クヲ期待スルコトハ出來ナイ事情ニアルノデアリマス、從ツテ地方稅目體ニ於テ相當ノ增稅ヲ行フコトハ誠ニ已ムヲ得ナイモノガアルノデアリマス、而シテ地方稅ノ增稅ニ當リマシテハ地方ノ財政上ノ自主性ヲ強化スルコトモ併セテ考慮致シテ居ル次第デアリマス、而シテ改正ノ第一點ハ、地租家屋稅及ビ營業稅ノ各附加稅ニ付キマシテ、其ノ標準課稅率ヲ道府縣市町村共ニ百分ノ百ヰツ増率ヲ爲サムトスルコトデアリマス、而シテ是等ノ本稅タル各國稅ニ於テモ今回相當ノ增稅ガ行ハレマスカラ、之ト地方附加稅率ノ增率ト相俟ツテ地方ハ相當ノ增收ヲ期待スルコトガ出來ルノデアリマス、改正ノ第二點ハ、市町村民稅ノ納稅義務者一人當リノ平均賦課制限額ヲ四十圓ニ引上ゲマスト共ニ、新ニ制限外課稅ノ途ヲ設ケムトスルコトデアリマス、尙納稅者一人ニ對スル最高賦課額ニ付キマシテハ、其ノ賦課總額ヲ著シク引上ゲマシタ關係モアリマシテ、法定ノ制限ハ之ヲ撤廢致シタノデアリマスガ、之ニ依

ムトスルコトデアリマス、改正ノ第二

酌シテ分與スル所ノ特別配付税ヲ設ケ

遊興飲食税法ノ修正ニ伴フモノデアリ

ノ問題ヲ徹底的ニハツキリ研究シテ、

御認ニナルト思フ、ソレデアリマス

點ハ道府縣配付税ニ關スルコトデアリ

ムトスルコトデアリマス、之ニ伴ヒ、

マス、以上ノ通りデアリマスノデ、何

皆様ニ能ク御分ニナルト云フヤウニ御

ラ今朝私ノ所へ或御方ガ御訪ネ下サイ

マシガ、其ノ一ハ、戰災後ノ道府縣ノ

都市配付税及ビ町村配付税ノ中デ從來

卒御審議ノ上、御協賛アラムコトヲ希

說明ニナルコトハ、是ハ十分ナ材料ヲ

マシテ御尋ネガアツタ、オ前之ヲ贊

財政事情ハ極メテ複雑ナ變化ヲ示シテ

是ト同ジ働キヲシテ居リマシタ第三種

望致シマス

持ツテイラツシヤル當局者デナケレバ

成スルカト云フ斯ウ云フ御話デ

居リ、從ツテ過去ノ實績ヲ基礎トスル

配付額ハ不用ト相成リマスノデ、之ヲ

○議長(公爵徳川家正君) 質疑ノ通告

出來ナイコトデアル、當局者デモ餘程

アツタ、私ハ斯ウ御答ヘシタ、今アナ

固定シテ法定ノ分與基準ノミヲ以テ致

廢止致シテ居リマス、其ノ二ハ、市町

ゴザイマス、大河内子爵

トデアル、是ハドンナ問題ダカ、今

問題ニ對シテ十分理解アル説明ガ出來

シマシテハ、配付税分與ノ適正ヲ期シ

村配付税總額ヲ財政需要ノ標準トシテ

○子爵大河内輝雄君 此ノ問題ハ政府

申上デレバ御分リニナル、無論皆サン

モサウダト仰ツシヤル、併シ是ハ出來

難イノデ、新ニ特別ノ事情ノアル道府

縣ニ對シ、其ノ事情ヲ斟酌シテ分與致

ノ御研究ヲ願ツタ上デ實ハ御答ヲ願ヒ

ナイデヤ濟マナイ問題デアル、是ハム

言ツタノデスガ、今直グ決メロト仰ツ

シマス所ノ第三種配付額ヲ設ケムトス

ルコトデアリマス、其ノ二ハ都市方面

府ガウマイ答ヲ致シマシタラ、皆様ニ

能ク研究致シマストカ云フ御答ヘデヤ

シヤレバソレハ反對セザルヲ得ヌ、ソ

ノ特ニ甚ダシイ財政需要増加ノ狀況、

人口少數團體ニ對スル財源賦與ノ必

ヲ議スル上ニ於テ必要ダト存ジマスノ

デ、政府ニハ誠ニ御氣ノ毒デゴザイマ

デ、何モ申上ゲル程ハナイノデ、實ハ

要、國民學校兒童數ノ一時的ナ増減ノ

財源賦與ノ必要、國民學校兒童數ノ一

スガ、突然此處ニ起ツタ譯デス、實ハ

今朝大藏省ノ方ヘ伺ヒマシテ十分御打

合セシテソレカラ起テタイト思ツテ居

テ分與スル第三種配付額ノ分與基準デ

アリマス所ノ各道府縣ノ割増人口ノ

ツタノデス、皆サン御氣付キノヤウニ

體ヲ痛メテ居リマシテ、其ノ上ニ「バ

答ヲ少シデモ早ク皆サンニ御知ラセシ

算定方法ヲ改メマシテ、大都市部人

口ノ三倍、都市部人口ノ二倍、町村

來ル譯ニモ參リマセヌ、ソレデ已ムヲ

得ズ突然御尋ネスルコトニナツタ、併

シテモ是ハ本會議デアリタイ、併シ萬

十萬ヲ加ヘタモ、ニ依ルコト致シ

マシテ、國民學校兒童數ニ依ル人口

シ大藏大臣ニ對スル質問デスカラ、大

藏大臣ニ特ニ御斷リヲシテ置キタイ、

此ノ問題ハ私ハ徹底的ニヤラナケレバ

割増ノ制ヲ廢止セムトスルコトデアリ

マス、改正ノ第三ハ、市町村配付税ニ關

氣ニ入ラナイ、私ノ質問ニ對シテ高等

文官試驗ガ通レバ宜イト云フ位ナ程度

ノモノナラ質問ハ致シマセヌ、私共其

スル事項デアリマスガ、其ノ一ハ、

戰災後大都市、都市、町村間ノ財政事

情モ亦極メテ複雑ナル變化ヲ示シ、

法定ノ分與基準ノミヲ以テ致シマシテ

ハ、大都市、都市、町村ニ對スル配付

税分與ノ適正ヲ期シ難イ狀況ニ立至

リマシタノデ、市町村配付税中ニ新タ

ニ大都市、都市、町村ヲ通ジ、特別ノ

事情アル市町村ニ對シ、其ノ事情ヲ斟

酌シテ分與スル所ノ特別配付税ヲ設ケ

ムトスルコトデアリマス、之ニ伴ヒ、

都市配付税及ビ町村配付税ノ中デ從來

卒御審議ノ上、御協賛アラムコトヲ希

說明ニナルコトハ、是ハ十分ナ材料ヲ

マシテ御尋ネガアツタ、オ前之ヲ贊

財政事情ハ極メテ複雑ナ變化ヲ示シテ

是ト同ジ働キヲシテ居リマシタ第三種

望致シマス

持ツテイラツシヤル當局者デナケレバ

成スルカト云フ斯ウ云フ御話デ

居リ、從ツテ過去ノ實績ヲ基礎トスル

配付額ハ不用ト相成リマスノデ、之ヲ

○議長(公爵徳川家正君) 質疑ノ通告

出來ナイコトデアル、當局者デモ餘程

アツタ、私ハ斯ウ御答ヘシタ、今アナ

固定シテ法定ノ分與基準ノミヲ以テ致

廢止致シテ居リマス、其ノ二ハ、市町

ゴザイマス、大河内子爵

トデアル、是ハドンナ問題ダカ、今

問題ニ對シテ十分理解アル説明ガ出來

シマシテハ、配付税分與ノ適正ヲ期シ

村配付税總額ヲ財政需要ノ標準トシテ

○子爵大河内輝雄君 此ノ問題ハ政府

申上デレバ御分リニナル、無論皆サン

モサウダト仰ツシヤル、併シ是ハ出來

難イノデ、新ニ特別ノ事情ノアル道府

縣ニ對シ、其ノ事情ヲ斟酌シテ分與致

ノ御研究ヲ願ツタ上デ實ハ御答ヲ願ヒ

ナイデヤ濟マナイ問題デアル、是ハム

言ツタノデスガ、今直グ決メロト仰ツ

シマス所ノ第三種配付額ヲ設ケムトス

ルコトデアリマス、其ノ二ハ都市方面

府ガウマイ答ヲ致シマシタラ、皆様ニ

能ク研究致シマストカ云フ御答ヘデヤ

シヤレバソレハ反對セザルヲ得ヌ、ソ

ノ特ニ甚ダシイ財政需要増加ノ狀況、

人口少數團體ニ對スル財源賦與ノ必

ヲ議スル上ニ於テ必要ダト存ジマスノ

デ、政府ニハ誠ニ御氣ノ毒デゴザイマ

デ、何モ申上ゲル程ハナイノデ、實ハ

要、國民學校兒童數ノ一時的ナ増減ノ

財源賦與ノ必要、國民學校兒童數ノ一

スガ、突然此處ニ起ツタ譯デス、實ハ

今朝大藏省ノ方ヘ伺ヒマシテ十分御打

合セシテソレカラ起テタイト思ツテ居

テ分與スル第三種配付額ノ分與基準デ

アリマス所ノ各道府縣ノ割増人口ノ

ツタノデス、皆サン御氣付キノヤウニ

體ヲ痛メテ居リマシテ、其ノ上ニ「バ

答ヲ少シデモ早ク皆サンニ御知ラセシ

ハ、ソレハ防ゲナイ、防ゲナイモノハ仕樣ガナイ、仕樣ガナイデヤナイ、防グコトモ極力ヤルモ宜イガ、ソナコトヨリモモツト必要ナコトハ、ドウセ「インフレ」ハ來ルノデスカラ、來ルノナラ費用ヤ努力ヲ使ツタツテ仕樣ガナイ、ソナコトデ國民ヲ苦シメタツテ仕樣ガナイ、況ンヤ増稅ヲヤツテモ仕樣ガナイ、「インフレ」ニナラナイ時分ニ國民ニドン／＼金ヲ使ハセテ、少シデモ旨イ酒ノ一杯デモ飲マセタ方ガ餘程宜イ、例ハ違ヒマス、脱線シテ申譯ナイデスガ、今度ノ封鎖預金ヲ御覽ナサイ、アンナ苦シイ思ヒヲサセル必要ハナイ、アレハドウカト云フト、早イ者勝チ、自墮落ニ金ヲボン／＼使ツタ者ハウマクヤツタガ、一生懸命働イテ、金ヲ貯メ、公債ナドヲ引受ケテ預金部アタリニ預金シテサウシテ戰爭ヲ助ケヨウト思ツタ人間ハ今日喰フコトモ出來ナイ、ソナニナツチャツタ、今迄謹直デアツタ人ハ、況シテ一生懸命金ヲ貯メタ人ハ非常ナ損ヲシテ、非常ナ悪い境遇ニ落チテ、喰フコトモ出來ナイコトニナツタ、全ク道樂ノシドクデス、マア此處ニハ斯ナ方ハイラツシヤイマセヌガ、詰リ從來金ヲ使ツテ、方々デ豪遊ヲ極メタ、又多少不道徳ニナルヤウナコトニナリ掛ケタ人ハヤリドクデス、ソレデハイケナイ、人生トシテハ、ソレハ不道徳ナコトヤ、詰ラナイ娛樂ハイケマセヌガ、正當ニ金ヲ使フモノナラ使ハセタ方ガ宜イト

思フ、「インフレ」ガ必至ナラ金ヲ使ハセタ方ガ宜イト思フ、稅モカケナイ方ガ宜イ、其ノ方ガ得デス、ソレデ第二ノ質問ニ移リマスガ、ソレデハ「インフレ」ガ來ナイト仰シタルナラ、其ノ來ナイト仰シタルコトヲ十分具體的ニ説明シテ、私が納得シ、皆サガ納得行クヤウニ一ツ説明ヲシテ戴キタイ、是ガドウシテモ防ゲナイノナラアンナ詰ラナイ經濟統制ダノミンナ廢メテシマツテ、今ノ中ニ我々ニ贅澤ヲサセタ方ガ宜イ、贅澤ハイケマセヌガ、我々ハ政務ノ研究スラ出來ナイ、五百圓位デハ、病氣ダケレドモ、自分ノコトヲ申上ゲテ何デスガ、自動車ニ乗ルコトスラ出來ナイ、サウ云フ方ハ澤山アラウト思フ、國民ニソナナ苦シイ生活ヲサセルヨリモ、ドウセ一錢ノモノガ一千兆ニモ二千兆ニモナルナラ、放ツテ置イテ何デモ勝手ニサセタガ宜イ、併シ斯ウ言ハレルカモ知レヌ、オ前ノ言フヤウニ一兆ニハ行カナイ、ソナニ一兆億圓ガ一錢ニナツテシマフト云フコトハナイ、此ノ位ノ程度デ止メル、此ノ位ノ程度デ止メルカラ辛抱シテ呉レト仰シタルナラ辛抱シナケレバナラス、極力助ケナケレバナリマセヌガ、サアソレガ果シテ或程度デ止ルヤ否ヤ、コガ大變ナ疑問デス、私ハ今ニ一兆億圓迄行カウト思ヒマスケレドモ、政府ノ御考ハ多分或所デ止メヨウト云フ御イガ併シ或所迄デ止メテ、サウシテ一

兆億ニナルト云フ、ソナコトハアリハシナイト、斯ウ云フ御考アラウト思フ、ソレナラソレデ宜シイ、唯私ニハ納得ガ行カナイシ、ドナタニ伺ツテモ大丈夫ダト仰シタル人ハ居ナイ、「インフレ」必至ト仰シタル方ハ、今朝モ方々デ伺ツタガ、大分財政通ノ方ニオアリニナル、オアリニナルデヤナイ、殆ドサウナンダ、ソレデ問題ハ實ハ極メテ簡單デアリマス、其ノ點唯御答ヘシテ置クデハ不満足デアリマス、ドウセ突然ノ質問デゴザイマスカラ、今日ノ御答ハ大シテ期待致シマセヌ、寧ロ皆様ニ御研究ヲ願フ方ガ主デゴザイマスケレドモ、其ノ爲ニ登壇ハ出來マセヌカラ、已ムヲ得ズ茲ニ質問ノ形式ヲ探リマシタノデスカラ、又何レ相當ノ機會ニ於キマシテ、政府ト能ク打合せ致シマシテ、政府カラ御答ヲ願フコトニ致シマス、ソレカラ皆サン又斯ウ云フ御疑ガ出テ來ヨウト思フ、ソレデヤ誰ガ一番先ニ「インフレ」デ困ルノカ、斯ウ云フコトニナル、私ハ農民ハ困ラナイト思ヒマス、物ヲ作ツテ居ルカラ是ハ困ルコトハナイ、労働者社會モ今ノ社會狀態デヤ労働組合ト云フモノガゴザイマスカラ困リマセヌ、ソレデ何トカシテ上ゲテ行クカラマア大丈夫、官吏モ政府ノ力ガアルカラ、「インフレ」ニ伴ツテ二倍ニ物價ガナリヤ二倍ダケ上ゲテ行クカラ、是モ困リマセヌ、一番困ルノハ公債ノ引受ケ手、公債ノ引受ケ手ナリ、或ハ現金ヲ持ツテ居ル連

中、此ノ連中ハ乞食ニナツテシマヒマス、ダカラ私ハ非常ニヤカマシク申シマシタガ、問題ハ狭イノデス、此ノ乞食ニナツテシマフ連中サハ救ツテ戴ケレバ宜イノデス、併シ是ハ容易ナコトデヤナイト思フノデス、ソレヲドウ云フ風ニシテ御救ニナルカ、今ノ生活保護法ダトカ何トカ、ソナナンデハ、逆モ駄目デス、サウシテ其ノ次ニ、働ケレバ宜シウゴザイマスケレドモ、失業ガ來ルコトハ目ノ前ニ分ツテ居ル、ソレガドレ位ノ人間デアリマスカ、是モ伺ヒタイ、一體救済ヲ願ヒタイ人間ハドノ位、「インフレ」デ救済ヲ願ヒタイノハソナニ澤山ナイト思フ、此ノ點モ一ツ御説明ヲ願ヒタイ、最後ニ御斷リ致シテ置キマスガ、尙ハ公債ナンゾ引受ケタリ、或ハ現金ナンゾ持ツテデツトシテ居ル連中ハ、其ノ人達ガ惡イノダ、何故早ク公債ナンゾ叩キ賣ツチャツタリ何カシテ、サウシテ物ニ換ヘテ置カナイノダ、物ニ換ヘテ置キサヘスレバ、ソレデ宜イデヤナイカト云フ御話モアリマセウケレドモ、今ソレガヤレマセウカ、出來ヤシナイ、昔ナラ尙ヤレナイ、ソナコトヲシヨウモノナラ、非國民ダト言ハレルシ、又ヤレタ所デ、アノ頃ヤツタラ：：ヤルベキモノデヤナイト日本人ハ道徳觀念デ縛ラレテ、公債ハ幾ラデモ引受ケテソレヲ持ツテ居ナケレバナラスト云フコトデ、是ハ先ガ見エナイカライケナイ、オ前ガ惡イノダト云フコトハ言ヘ

ナイト思ヒマス、私ハ之ニ對シテ斯ウ云フコトヲ言ツタコトガアル、戰時公債ヲ募集サレタ時、戰時公債ト云フハ物價ニ「リンク」サセロト言ツタノデス、百圓ノモノヲ百圓デ返シチヤイケナイ、百圓ノモノハ百圓ニシテ：：、物價ガ倍ニナツタラ、倍ニシテオ返しチヤイ、サウ云フコトヲ申出タコトガアル、サウシナイト公債ノ應募者ハ立行キマセヌト云フコトヲ申上ゲタコトガアルノデス、無論御採用ニハナラナイ、併シ述ベルダケハ述ベテ置カナケレバイケマセヌノデ述ベテ置イタ、ソレデ何デス、ソレデ若シ之ヲシタカラシテ、先行キ見込ヲ見ナイカラ惡イノダ、現金ナゾ握ツテ居タカラ惡イノダト云フヤウナコトナラ、戰爭ハ起リツコナイ、國民ニ先行キ見込ガ分ツテ居レバ戰爭ナンゾシヤシナイ、併シ國民全體ガ惡イノカト云フト、ソレハ戰爭責任者ナンゾハ惡イノデスカレドモ、必ズ勝ツト云フ自信ヲ持ツタ人ガ：：私ハ持チマセヌデシタガ、必ズ勝ツト云フ見込ヲ持ツタ人ガ惡イノダ、ソレダカラオ前達ハ幾ラ苦シデモ宜イトハ言ヘナイ、ソレハ當局者ト違ツテ材料ガチカラ仕方ガナイ、サウ云フ譯デス、尙之ニ付テハ、今頃ソナコトヲ言ツタツケ、モウ少シ「インフレ」ガ強クナツテカラオ前質問シタラ宜イデヤナイカト云フ御話デス、是モ今ノ戰爭ト同ジコトデス、戰爭ノコトハ早クカラ準備シテ置カナケレバ宜カツタ、具體

的中上ダマスレバ、甚ダ失禮デゴザ
イマスガ、戦争ガ起ツタノハ、統帥權
ノ獨立ナデス、處ガ統帥權ノ獨立ハ
イケナイ、アレヲ止シテ置キサヘスレ
バ戦争ハ起ラス、ソレデハアノ問題ガ
ドレダケ日本デ研究サレタラウ、誰モ
此ノ境上デ言ツタ人ハ居マセヌ、一人
モ、アレバ私位ガ少シ喰ヒ付イテ來
タカモ知レナイガ、ナカツタ、不幸ニシ
テ私モ十分ノ確信ガナカツタ、併シド
ナタモオアリニナラナカツタカト云フ
ト、アツタ、現ニ此處ニ御出ニナル植
原國務大臣ガ、戦争ガ起ル二十年モ前
カラ此ノ説ヲ唱ヘラレテ、サウシテ統
帥權ノ獨立ト云フコトハ是非止メナケ
レバイカス、斯ウ云フ御話ガアツタノ
デス、處ガ、私共不幸ニシテ此ノ御著
書ヲ拜見スル機會ガナカツタ、ソレハ
機會ガナイ譯デ、「イギリス」デ御書キ
ニナツタ本デ、コチラニ餘リ譯ハナ
シ、世界ニ一冊カ二冊シカナイ本、ソ
レヲ私ハ無理ニ願ツテ拜見シタノデス
カラ、ソレガ一般ニ行ハレナカツタコ
トハ仕方ガナイノデス、併シサウ云フ
先覺者ハアツタ、其ノ頃カラ試ミニナ
ツテ居レバ救ハタ、ソレト同ジヤウ
ニ、今カラ「インフレ」ハドウカシナケ
レバイカヌト云フコトニ官民一致シテ
救済スレバ、ソレハ成ル程一團ガ千兆
圓ニナルナンゾハ……私ハサウ思フケ
レドモ、十中八九ナルト思フノデスガ
萬一ノ僥倖ヲ期セラレナイコトモナイ
カモ知レナイと思フ、其ノ意味デ、政

府ノ御答辭ガ不十分ナコトハ、私ガ滿
足ノ出來ナイコトハ分リ切ツテ居ルノ
デス、併シ皆サニ早ク研究ヲシテ戴
キタイト云フコト、ソレカラ將來政
府ハ一日モ早く之ヲ研究シテ發表シテ
戴キタイ、ダカラ今日突然斯ウ云フコ
トヲ言ヒ出シタノハ、昨日ニ至リマシ
テ海外ノ關係ハ、私ガコンナ減茶苦茶
ナコトヲ言ツテモ大丈夫ト云フ確信ヲ
得マシタノデ、一日モ早くト思ツテ此
ノ境上ニ立チマシタ、惡シカラズ其ノ
點ヲ御酌ミ取リニナツテ、政府ノ答辭
ハ宜シク御願ヒ致シマス

○國務大臣石橋湛山君登壇

ニ、今迄ノ預金ノ引出シガ盛ニ行ハレ
タ、ソレカラ本年ノ初メ、前内閣時代
ニ之ヲ止メル爲ニ、日本銀行紙幣ノ預
入令等ヲ施行シテ、一時通貨ヲ收縮シ
タノデアリマスガ、併シ矢張り根本的
ニ經濟界ノ前途ニ對スル安心ガ付キマ
セヌノデ、同ジヤウニ又其ノ預金ガ引
出サレタト云フ現象デ、今日再び又紙
幣ノ發行高ガ著シク膨脹エタノデアリマ
ス、デアリマスカラ此ノ影響ニ依ル
「インフレ」ハ過去ニ起ツタ「インフレ」
デアリマシテ、實ハ已ムヲ得ナイモノ
デアリマス、併シ之ニ對スル對策トシ
テハ、今般實行致スコトニナリマシ
テ、既ニ其ノ一部ノ法律案ノ御協賛モ
得マシタ經濟界ノ整理、所謂補償ノ打
切り、ソレカラ續キマシテ財産稅ノ課
稅ト云フ所ノ一聯ノ政策ニ依ツテ、過
去ニ起リマシタ所謂「インフレ」ノ或部
分ヲ抑制ガ出來ルト考テ居ル次第デア
リマス、最モ恐レベキモノハ今後ノ財
政ノ膨脹デアリマシテ、今後日本ノ財政
ガ年々著シク膨脹シテ、ソレガ赤
字ニナツテ結局通貨ノ發行ニ依ツテ賄
ハレルト云フコトニナリマスレバ、實
際ハ「インフレ」ハ免ガレナイ、恐ラ
ク「インフレ」其ノ他ノ「インフレ」ハ
左様ナモノト私ハ考ヘテ居ル譯デアリ
マス、前ノ世界戰後ノ「ドイツ」ノ場合
モ同様デアツタト存ジマス、デアリマ
スカ此ノ財政ノ處理デアリマス、併
シナガラ其ノ財政モ、ソレナラバ所謂
健全財政デ一文モ赤字ヲ出サナイノガ

宜イカト申シマス、無論「インフレ」
ノ觀點カラ申セバソレガ一番宜イノデ
アリマスガ、併シサウ致シマスレバ現
在明日、又ハ將來明日失業スル人、或
ハ生産設備デ動かナイト云フモノヲ動
カスコトハ出來マセヌカラ、ソコデ一
方ニ於テハ増産ヲ圖ル、現在ノ「イン
フレ」ノ克服策トシテハ、普通ノ場合
ハ唯通貨ガ發行サレテ「インフレ」ガ起
ツタト云フノデハナク、實ハ食糧ヲ初
メ物資ガ非常ニ不足シテ同時ニ人心ガ
非常ニ不安ニ陥ツタ、斯ウ云フコトデ
アリマスカラ、其ノ食糧ノ不足、其ノ
他ノ物資ノ不足ト云フモノヲ補充スル
コトガ必要ナノデアリマシテ、政府ト
シテハ其ノ點ニ目下全力ヲ注ガウトシ
テ居ルノデアリマス、デアリマスカラ
財政ノ方面ニ於キマシテモ、此ノ財政
ヲ收縮スレバ此ノ「インフレ」ハ止ルノ
デハナクシテ、同時ニ増産ニ必要ナ資
金ハ之ヲ放出シテヤル、サウシテ出來
ルダケノ人ヲ動かシ、出來ルダケノモ
ノヲ動かシテ増産ヲスルト云フ所作ヲ
講ジナケレバ、此ノ「インフレ」ハ喰ヒ
止ラナイと思フ、ソコニ政策トシテハ
非常ニムツカシイ所ガアルト云フコト
ヲ私ハ感ジマス、是ガ普通ノ「インフ
レ」ナラバ「デフレ」シヨ」政策ヲヤ
レバ簡單ニ止ルト思ヒマスガ、サウハ
行カナイ所ニ非常ナ困難ガアル、從ツ
テ又世ノ中カラ色々ノ議論ガ生ジ、又
誤解モ生ズル點ガアルト思ヒマス、ガ
只今政府ト致シマシテハ今後ノ財政ノ

處理ヲ適當ニ行ツテ行キ、同時ニ増産
ノ政策ヲ強力ニ行ツテ行ク、此ノコト
ニ依リマシテ私ハ日本ノ現在ノ所謂
「インフレ」ハ喰ヒ止メ得ルト、斯ウ云
フ風ニ確信ヲ持ツテ居ル次第デアリマ
ス、現在通貨ハ成ル程非常ニ増發サレ
テ居リマスガ、其ノ中ノドレ程カト云
フ數字ハ色々調査シテモハツキリシタ
コトハ分リマセヌガ、大部分ノモノ
ハ、退蔵サレテ居ルノデアリマシテ、
市場ニ流通シテ居リマセヌ、成ル程公
定價格トカ、限界價格ト云フモノニ比
較致シマス、闇價格ト云フモノハ非
常ニ高い、是ハ日本ノ現在ノ物價ノ水
準ト云フモノモ能ク分ライノデアリ
マスガ、所謂限定價格及ビ公定價格デ
ハナイ、之ハ認メナケレバナラヌ譯デ
アリマス、去リトテ闇價格ノ全部ガ今
ノ日本ノ本當ノ物價デアルカト云フ
ト、是ニモ疑問ガアリマス、ガ兎ニ角
現在ノ物價ト云フモノハ、今迄言ハレ
テ居ル公定價格ヨリハ相當高イモノデ
アルト見レルノデアリマス、處ガ、
露天市場ナドノ價格ヲ見マス、最近
ハ八月一日カラ露天ト云フモノガ止メ
ニナリマシタカラ、其ノ後ノ統計ハゴ
ザイマセヌガ、ソレ以前ノ露天ニ於ケ
ル物價ハ相當落著イテ居ルコトヲ發見
致スコトデアリマス、デアリマスカラ通
貨ハ非常ナ勢ヒヲ以テ増加シマシタ
ガ、アノ通貨ガ全部流通シテ居ルノデ
ナイト云フコトハ、露天ノ價格ナドガ
落著イテ居ル點カラ考ヘマシテモ想像

ノ出來ルコト思フノデアリマス、從ツテ此ノ通貨ノ多イ數量ハ今回ノ經濟界ノ整理、其ノ他ガ一應濟ミマシテ、金融機關等ニ信用ガ、詰リ預金ニ對シテ信用ガ出來ルト云フ段ニナリマスレバ、私ハ相當此ノ通貨ハ吸收出來ルドラウト考ヘマス、又サウ致サナケレバナラスト存ジテ居ル次第デアリマス、今度ノ經濟界ノ整理ニ付キマシテモ、物價ノ安定ヲ企圖シナケレバ此ノ整理ガ出來ナイノデアリマス、各企業ノ整理ヲスル、其ノ資産ヲドウ評價スルカト云フ場合ニ、直チニ物價ノ問題ガ關聯シテ來ルノデアリマシテ、一部ノ御説ノ如ク今後ドシノ物價ガ騰ルトスレバ、今回ノ整理ト云フモノハ無意味ニナル、整理ヲスル必要ハナイト云フコトニナルデアリマスガ、我々ハ左様ニ考ヘテ居リマセヌノデ、現在ノ物價ノ程度ニ所謂此ノ「インフレ」ヲ喰ヒ止メルト云フ觀點カラ、今回ノ經濟界ノ整理モ致シタイト存ジテ居ルデアリマス、以上デハ未ダ十分ナ御答ニナラヌカモ知レマセヌガ、尙詳細ノコトハ他ノ機會ニ又申上ゲルコトモ出來ヨウカト思ヒマスガ、本日ハ一應ソレダケ御答ヘ申上ゲテ置キマス

〔子爵大河内輝耕君登壇〕

○子爵大河内輝耕君 再質問ヲ致シマス前ニ御託ビ致シマス、先刻ノ質問ハ大體諸氣モ荒クナリマシテ、内容モ甚ダ粗末ナコトヲ申シマシタノデ、是ハ

御託ヲ致シテ置キマスガ、辯明スルノモヲカシウゴザイマスガ、實ハマダ病氣ガ宜シクナイ、サウ云フ風ナ始末ニナリマシタノデ、ソコハ一ツ惡シカラズ：ソレデ只今又何レ何等カノ機會ニ述ベヨウト云フ御託デゴザイマスカラ、其ノ時デ宜カラウト思ヒマスガ、其ノ時ノ又政府ノ御研究ニナル材料ト致シマシテ再質問ノ形デ述ベマスガ、増産ト財政ノ緊縮、此ノ二ツニ限定サレル、是ハ財政ハソレデ詰ツテ行キマセウカ、ドウデセウカ、此ノ點ヲ一點伺ヒタイ、私ハ駄目ダト思フ、増産々々ト仰シヤイマスガ、増産ガ何年經ツテ效果ヲ生ズルノデセウカ、ソナニ直グ増産ガ出來テ、ソレガ直グニ效果ヲ及ボスモノナラバ、ソレハ宜ウゴザイマスケレドモ、此ノ通りノ體裁デ、省線ノ電車ガ一年ニ二輛シカ製造出來ナイナント云フコトデ、何デ増産ガ出來ルカ、何年經ツテ出來ルノデスカ、其ノ點ガ私ハマア不思議ニ思フ、ソレカラモウ一ツ伺ヒタイノハ、私ハ救済策ハ講ジテオ置ニナル方ガ宜イト思フ、宜イト思フデヤナイ、置カナケレバナラスト思フ、併シハ個人ノ意見デスガ、政府ノ仰シヤルコトヲ前提トシテ考ヘテモ、救済策ハ講ジテ置カナケレバナナルマイト思フ、サウスレバ政府ノ思ツタヨリモ大キナ「インフレ」ガ來タ場合、千億圓ニナラヌトハ請合ヘナイノデスガ、私ハナルト確信シテ居ルノデスガ、政府ハサウハナラヌト云ツテ居

ラレルガ、ナラストモ限ラヌ、ナツテシマツテカラ政府ハ送ツテシマツテ申譯ガナイ、丁度近衛内閣ニ起シタ戰爭ガ、東條内閣ニナツテ、東條サンガ申譯ナイト云ツテ見タツテ何ニモナラナイト同ジコトデス、ソレハ苦シムノハ國民バカリ、東條サンガ一人死ンデ見タツテ仕方ガナイ、「インフレ」ヲ起シテ大變ナ損害ヲ受ケタ時ニ、ドナタカ或大臣ガ一人腹ヲ切ツタツテ、三文ノ價值モナイ、ソコノ點ヲ能ク御考ヲ願ヒタイ、ソレデ私ハ、是ハ御答ガナケレバ御研究ニナツテカラデ宜シウゴザイマスガ、一番困ル階級ガ公債所有者ナリ、其ノ他現金ヲ持ツテ居ル連中ナノデス、是ハ換價ノ方法ガナイノデスカラ、之ニ付テハ今カラ救済策ヲ講ジテ御置ニナル必要ガアラウト思フ、此ノ間ノ應急措置法カナンゾ御覽ニナツテモ能ク分ル、預金者バカリ非常ニイデメラレテ居リマス、ソレハ宜シウゴザイマス、ソレハ別問題ダカラ申シマセヌガ、モウ少シ不動産ヲ換價スル方法ヲ樂ニスルトカ云フヤウナコトモアルダラウ、ガ、ソナニ細カイコトハ申シマセヌ、ソナニ具體的ナコトハ政府ノ御答ヲ待ツテ述ベマス、是ハ例ヘバデス、ソレカラ救済策ヲドウ云フ風ニスルノカ、今全然御答ガアリマセヌデシタ、是ハ併シ後ニ調ベテ答ヘルト仰シヤルナラソレデ宜シウゴザイマスガ、御差支ナケレバシテ戴キタイ、ソレカラは私ノ方デ伺ヒ漏シタシタノデ

スガ、「ドイト」ニ於ケル「インフレ」ガドレダケノ害ヲ及ボシタカト云フコト、是ハ御調ニナツテ見テ一向差支ノナイコトデアリ、實ハ是モ前カラ御通告申上ゲテ置ケバ十分ナ御答ハ伺ヘタデセウシ、又其御打合せモ出來タノデセウガ、是ハ大變參考ニモナルノデ、ドンナ救済策ヲ執ツタカ、又ドンナ程度迄「ドイト」デ荒サレタカト云フ此ノ點ヲ御答ヘ願ヒタイ

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣(石橋湛山君) 先程申上ゲマシタヤウニ、私共ハ現在ノ物價ノ程度ニ依ツテ、之ヲ極力喰ヒ止メル、斯ウ云フ方策ヲ執ツテ居ル積リデアリマシテ、從ツテ今御尋ノ公債及ビ現金ノ所有者ノ保護ト云フコトハ結局「インフレ」ヲ喰ヒ止メルト云フ以外ニ其ノ方法ハナイト考ヘマス、物價ガ騰貴シタラバソレニ應ジテ公債ノ支拂金額ヲ殖ヤスト云フコトハ、是ハ技術的ニモ非常ニ困難ナコトデアラウト考ヘテ居リマスガ、尙サウ云フ技術的ナコトニ付テハ研究モ致シマシテ、又機會ガアリマシタナラバ、所見ヲ述ベルコトニ致シタイト存ジマス、ソレカラ「ドイト」ノ「インフレ」ガドンナ損害ヲ與ヘタカト云フ御尋ノヤウデゴザイマシタガ、「ドイト」ノ「インフレ」ハ終戦後漸次起リマシテ千九百二十二年ノ秋半バ過ギ迄ハ、今數字ハ覺エテ居リマセヌガ、可ナリ「インフレ」ガ昂進シマシタガ、其ノ間ハ非常ニ景氣ガ好クテ、失業者

ノ如キハアリマセヌデシタ、無論一方ニ於テ不健全ナ狀況モ現レマシテ、所謂成金ヲ生ジマシタ、ガ、失業者ハアリマセヌデシタ、アノ世界ニ有名ナ「ドイト」ノ非常ナ「インフレ」ガ起ツタノハ千九百二十三年ノ春ノ「ルール」占領以後デアリマス、ソレカラ急ニヒドクナリマシテ、千九百二十三年ノ十一月頃所謂一兆億ト云フモノニナリマシタ譯デス、アノ一兆億ハ特殊ノ原因、即チ一ツノ戰時狀態デ、所謂「ルール」ノ占領ニ依ツテ消極的抵抗ヲ「ドイト」ノ國ガ致シマシタ、且「ルール」ノ占領ニ依ツテ、確カアノ時ノ石炭ノ生産ノ八割方ヲ占メテ居リマシタ土地ガ封鎖サレマシテ、而モ其ノ土地ノ「ドイト」人ガ其ノ残りノ「ドイト」ヘ追ッ拂ハレテ來マシテ、ソレヲ政府ガ救済シナケレバナラスト云フヤウナ非常ナ一種特別ノ戰時狀態ニ入リマシタノデ、急ニ紙幣ノ發行高ガ進ミマシテ、「ドイト」國人ノ幾ツカノ大キナ工場ガ晝夜運轉デ紙幣ヲ刷ツタト云フヤウナ現象ガ現レタノガ千九百二十三年デアリマス、左様ナ譯デアリマシテ、何ト申シマスガ、戦後カラ「ルール」占領前ニ至ルアノ政治的波瀾ガ起ル迄ハ「インフレ」デハアリマシタガ、案外「ドイト」ノ經濟界ニハ損害ヲ與ヘルコトガ少ウゴザイマシタ、千九百二十三年ニ至リマシテ、ヒドイコトニナリマシタガ、ソレハ比較的短期間ニ濟ンデ、所謂レンテンマルクニ依ツテ不思議ナ程ニ直チニ「インフレ」

ガ何ト申シマスカ、解決シタト云フヤ
モ只今記憶致シテ居リマス、是ハ唯
記憶ダケデチヨット御答へ致シタ次第
デアリマス

○子爵大河内輝雄 只今色々伺ヒマ
シタガ、是レ以上ハ騰ラナイト云フ確
信ノ下ニ御答へ下サツタ、處方、事實ハ
サウハ行キマセヌ、世間ハ活キテ居リ
マスカラ、ソレダカラ騰ツタ場合ヲ想
像シテ救済策ヲ御立テニナラナケレバ
ナラス、現ニ此ノ間見ルノウチニ物
價ガ騰ツテシマツタ、一圓ノ物ガ十圓
位ニ騰ルノハ見ルノウチデス、從ツ
テサウ云フ時ニ何カヤツテ置カナイト、
或階級ノ者ハヒドイ目ニ遭ヒマス、ソ
レデ其ノ救済策ヲ伺ツタガ、是ハ今此
處デ突然申上ガタコトデスカラ、救済
策ノ御答ハゴザイマセヌデシタケレド
モ、是ハ已マ得ナイ、無論初メカラ
私ハソレハ無理ダト思ツテ居リマシ
タ、唯豫告ヲ申上ゲテ置クコトニ致シ
マス、是モ豫告ヲ申上ゲテ置クコトニ
止メタイト思フノデスガ、願クハヤツ
テ職ケレバ是非小サイコトダカラヤツ
テ職キタイガ、「ドイッ」デハアンナニ
苦シンダ時ニ何處ノ階級ガ一番苦シ
ンダカ、ソレカラソレニ對シテ政府ガ
ンナ救済策ヲ講ジタカ、其ノ二點御分
リナラ只今御答へ願ヒタイ

○國務大臣石橋樵山君登壇
○國務大臣(石橋樵山君) 御答へ申上
ゲマス、今「ドイッ」インフレノ時
ニ苦シンド申シマスノハ、先程申上ゲ

マシタヤウニ、生産ニ從事ガ出來ル企
業家及ビ労働者ハアマリ苦シマナクテ
宜カツタノデアリマス、唯一定收入ノ
人トカ、年金ヲ貰ツテ居ル人トカ、或
ハ學校ノ教職員ト云フヤウナハ物價
高デ相當苦シマシタヤウデアリマ
ス、併シ之ヲドウ云フ風ニ救済シタカ
ト云フコトハ、私ハ只今記憶致シテ居
リマセスカラ、尙調ベマシテ御答へ申
上ゲマス

○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマ
シタ所得税法の一部を改正する等の法
律案外二件ノ特別委員ノ數ヲ二十五名
トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任ス
ルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重孝君 賛成
○議長(公卿徳川家正君) 戸澤子爵ノ
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

○異議ナシト呼フ者アリ
○議長(公卿徳川家正君) 御異議ナ
ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致
サセマス

〔宮坂書記官朗讀〕

所得税法の一部を改正する等の法律
案外二件特別委員

- 侯爵池田 宣政君 侯爵西郷吉之助君
- 侯爵鍋島 直泰君 伯爵奥平 昌恭君
- 子爵富小路隆直君 子爵綾小路 護君
- 子爵藤井 兼直君 子爵梅溪 通虎君
- 中田 蕪君 男爵周布 肇道君
- 男爵松平外郎君 男爵岡 俊二君
- 男爵水谷川忠廣君 男爵長 基通君
- 黒田 英雄君 松尾 國松君

小山 完吉君 佐々木幸太郎君
堀田 團平君 長島 銀藏君
徳田 昂平君 井川 忠雄君
子爵七條 光昭君 名取 和作君
田島 道治君

○議長(公卿徳川家正君) 日程第四、
改定豫算に關する法律案、政府提出、
衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報
告、委員長久保田男爵

改定豫算に關する法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十一年八月十五日
委員長 男爵久保田敬一
貴族院議長公卿徳川家正殿

〔男爵久保田敬一君登壇〕
○男爵久保田敬一君 改定豫算に關す
る法律案ノ特別委員會ノ御報告ヲ申上
ゲマス、本委員會ハ本月十三日ヨリ十
五日迄三日間毎日開會致シマシタ、審議
ノ結果、賛成及ビ反對ノ兩論ガゴザイマ
シタガ、過半数ヲ以テ原案ヲ可決スベ
キモノト決定致シマシタ、本法ハ昭和
二十一年度豫算普通議會ニ於テ議定
セラレザリシ爲ニ憲法第七十一條ニ於
テ施行セラレタル前年度豫算ヨリ不用
額ヲ削減シ、又所要ノ經費ノ追加ヲ致
シマシテ編成シタル改定豫算ヲ議會ニ
提出スルコトガ出來ルヤウニスル爲ニ
立法セラレタ法律案デアツテ同時ニ本
案中ニハ一般ノ豫備費ノ外ニ經濟安定

費ト云フ特別ノ豫備費ヲ計上スル等、
會計法ノ特別ノ設ケテアルノデアリマ
ス、本案ニ對シマシタハ色々疑義ガ
ゴザイマシタ、委員會ニ於テ委員ト大
藏大臣、法制局長官其ノ他ノ政府委員
トノ質疑應答ニ依リマシテ其ノ明カニ
サレタ點ハ大體次ノヤウデゴザイマ
ス、第一ニ憲法第七十一條ニ依リ施行
豫算ハ即チ本年度ノ總豫算デアツテ通
常議會ニテ協賛セラレタルト同様ニ取
扱ハルベキモノデアルノニ、之ヲ今回
ノ如ク法律ニ依ツテ改定スルコトハ出
來ナイ筈デアルト云フ意見ニ對シマ
シタハ、政府ノ解釋ハ御説ノ通り施行
豫算ハ本年度豫算トシテ現存スルモノ
デアリマスガ、御承知ノ通り昨年度ノ
豫算ハ戰時豫算トシテ、編成サレマシ
テ、終戦後ノ本年度ニ實行スベキ豫算
トシテハ實際ニ即チセザル點ガ非常ニ
多イ、即チ昨年度豫算ノ總額ハ二百九
十二億デアリマスガ、其ノ中ニ本年ニ
使用出來ルモノハ僅カニ公債費ノ八十
億圓、其ノ他ニ過ギマセヌ、更ニ之
ニ追加スベキモノハ巨大ノ額ニ上ツテ
居リマシタ、是ノ從來ノ例ニ依リマス
レバ不用額ハ政府部内ノ決定ニ依リマ
シテ落シ、追加所要額ヲ追加豫算トシ
テ議會ノ協賛ヲ求ムルコトトナツテ居
ルノデアリマスガ、此ノ不用額ヲ考ス
コトモ追加額ト同様ニ議會ノ協賛ヲ經
ルコトガヨリ立憲的デアリ且民主的デ
アルト考ヘタノト、又一方ニハ本年度
ノ豫算ヲ一見分リ易クスル爲ニ本年度

施行豫算ニ増減ヲ加ヘタモノヲ改定豫
算トシテ議會ニ提出出來ルヤウニセタ
モノデアツテ、憲法ニ依ツテ決定セラ
レタル施行豫算ヲ無視シタモノデハナ
イ云フ解釋デゴザイマス、第二ニ會計
法第二十四條ニ依レバ總決算ハ總豫算
ト同一ノ様式ヲ用フベキコトヲ規定シ
テアルノデアリマスガ、今回改定豫算
ガ出來タ以上ハ必然的ニ決算ハ施行豫
算ニ依ラナイ改定豫算ニ依ルモノト思
ハレルノデアリマスガ、サウ致シマス
ルト施行豫算ト云フモノハ消エテナク
ナツテシマフノデハナイカト云フ問ニ
對シマシタ、政府ノ答辭ハ、御説ノ通
リニ決算ハ改定豫算ニ依リ續リデアリ
マスガ、改定豫算ナルモノガ施行豫算
ヲ基トシテ之ニ所要ノ増減ヲ加ヘタモ
ノデアル以上ハ、施行豫算ハ消エテナ
クナルト云フコトハ言ヘナイノデア
ル、殊ニ議會ノ審議權モ、改定豫算
中ノ施行豫算通リノ部分ハ、審議ノ對
象トナリマセヌ、其ノ増減シタル部分
ニ付テノミ協賛ヲ求ムル趣旨デアルノ
デアリマスカラシテ、施行豫算ハ施行
豫算トシテドコ迄モ存在ヲ認メテ居
ルト云フト云フ答辭デゴザイマス、
第三ニ、政府ハ改定豫算ヲ議會ニ提出
スルニハ、法律ヲ要スルト認メテ本法
案ヲ提出シタノデアアルニ拘ラズ、其ノ
未ダ之ガ成立シナイ前ニ改定豫算ヲ議
會ニ既ニ提出シタコトハ、憲法デハナ
イカト云フ問ニ對シマシタハ、政府ノ
答辭ハ、豫算ト法律ト同ジ議會ニ提出

シテ審議ヲ求メタ例ハ、税法、特別會計法等ニ於テ幾多ノ先例モアリマス、殊ニ本法案ハ昭和二十一年ノ改定豫算ニ關スル法律デアラカラシテ、此ノ法律ノ審議中ニ豫算ヲ議會ニ提出シ、通過審議ヲ求ムルコトハ、違法トハ考ヘラレナイト云フ答辯デアリマシタ、更ニ政府ハ附加ヘマシテ、本法ハ終戦後ノ非常事態ニ對スル立法デアツテ、特例中ノ特例デアアルノデアリマスカラシタ、之ヲ以テ將來ノ例ト爲スト云フコトハナイ、又新憲法ガ出來レバ、第七十一條ノヤウナ條文ハナクナルト思フノデアリマスカラシテ、今後此ノヤウナコトハ起ラナイト云フコトヲ御了承戴キタイト云フコトデアリマス、討論ニ入り、二人ノ委員カラ賛成意見ガゴザイマシタ、即チ本法案ニハ諸種ノ疑點ガアルガ、目下特別非常事態ニアル時ノ立法デアツテ、政府ノ説明ヲ聽ケバ、一應了承シ得ル程度デアラカラス、賛成スルト云フ意見ト、モウ一ツハ、本法ハ一見スルニ、憲法ニ定メラレタル施行豫算ヲ法律ヲ以テ改廢セムトスルガ如ク見エルガ、政府ノ説明ニ依レバ、施行豫算ハ施行豫算トシテ存在シ、之ニ所要ノ増減ヲ加ヘムトスルト云フノデアリマスカラシテ、之ヲ違法ニアラズト承認スルコトガ出來ルト云フ意見ガ賛成サレマシタ、更ニ反對ノ一委員ハ、總豫算ハ通常議會ニ於テノ議スベキモノデアツテ、通常議會以外ノ議會ハ、追加ノ豫算ノ外ハ論

議スル權能ハナイ、從ツテ今回政府ガ改定ノ總豫算ヲ本議會ニ提出スルコトハ、憲法違反ニアラザルカノ感ヲ與フルノデアアル、故ニ本案ニハ反對デアルト云フ理由デ反對ヲ表明サレマシタ、採決ノ結果、過半数ヲ以テ本案ハ可決スベキモノト決定シタノデゴザイマス、尙一言附言致シマスガ、此ノ委員會ニ於ケル質疑及ビ討論ノ有様カラ察知致シマシテ、委員會ノ空氣ハ、政府ノ答辯ハ委員ヲ十分納得セシムルニハ至ラナイ、尙議論ノ餘地ハアルト認メラレルノデアツテ、從ツテ賛成スル所ノ委員ノ意見モ誠ニ消極的ノモノガゴザイマシタ、併シ現下ノ情勢ニ於キマシテ、政府ニ於テモ各種ノ複雜ナ事情ガアルコトハ察知セラレルコトデアリマス、此ノ際從ニ混亂ヲ起スコトモ宜シクナイト云ウヤウナ考慮ガ委員ノ中ニアリマシテ、本案ヲ承認シタモノデアアルコトヲ御了承願ヒタイト思ヒマス、之ヲ以テ報告ヲ終リマス

○議長(公卿徳川家正君) 討論ノ通告ガゴザイマス、佐々木惣一君

〔佐々木惣一君登壇〕

○佐々木惣一君 昨今此ノ壇上ニ立チマシテ、本案ニ對シテ反對ノ意見ヲ述べナクテハナラナイト云フコトヲ頗ル遺憾トスルモノデアリマス、私ノ反對ノ理由ハ本案ガ帝國憲法ニ違反スルモノデアルト云フ點ニアルノデアリマス、本案ガ帝國憲法ニ違反スルト云フコトニ付キマシテハ、私ハ本案ガ本院

ニ上程サレマシタ去ル十二月ノ本會議ニ於ケル私ノ質問ノ中ニ於テ、既ニ言及シテ置キマシタカ、此處ニハ之ヲ繰返シマセヌ、唯先日私ノ質問ニ對シ、吉田總理大臣及ビ石橋大藏大臣ハ、本案ハ憲法違反デナイト云フコトノ御答辯ニ相成リマシテ、私ガ憲法違反デアルトシテ指摘シタ點ニ照シテ、如何ナル理由デ兩大大臣ガ憲法違反ニナラヌトセラレルカト云フコトニ付テハ、先ヅナン等ノ御答ガナカツタノデアリマス、之ニ對シマシテ私ハ問ヲ以テ問ニ答ヘラレタヤウナ感ジガスルノデアルトシ、之ヲ承認セナイト云フコトヲ言明シテ質問ヲ打切ツタノデアリマス、實ハ其ノ時再質問ヲ致シマシテ、徹底的ニ事理ヲ明カニスルコトガ私ノ本意デアリマシタケレドモ、併シナガラ私ノ其ノ當時ニ持ツ居リマシタル或感ジカラシマシテ、ソレヲ試ミナカツタノデアリマス、事理ヲ明カニスル方法トシテ不徹底デアツタト云フコトハ、實ハ私自身其ノ當時カラ能ク氣付イテ居タノデアリマス、併シ總理大臣及ビ大藏大臣ノ外ニサウ云フ憲法其ノ他ノ法理問題ニ付テ、御説明ヲ願フコトニ甚ダ失禮デアリマスケレドモ、兩大臣ヨリモ一層適當ナ方ガ、他ノ大臣方ノ中ニ或ハ居ラレハシナイカト思ツテ、サウ云フ大臣ガ此ノ總理大臣及ビ大藏大臣ノ外ニ御説明下サルヤウナコトガアリマスナラバ、之ヲ拜承シマシテ、其ノ上デ更ニ十分ニ御教ヲ受ケ

ヨウト存ジテ居ツタノデアリマシテ、其ノ意ハ私ノ質問ノ初メニサウ云フ願ヒハシマセスケレドモ、申添ヘテ置イタ積リデアリマス、然ルニ總理大臣及大藏大臣兩大大臣ノ御答辯シカアリマス、或感ジヨリシテ、ドウモ總理大臣吉田サシ、及ビ大藏大臣石橋サント云フヤウナ、サウ云フ個人ノ名ヲ擧ゲルトイケマセスケレドモ、實際ノ感ジデアリマスルガ、サウ云フ方ニ對シマシテ、斯カル法理問題ヲ徹底的ニ御尋ネシテ、議論ヲ闘ハスト云ウヤウナ氣持ニハ實際ナレナカツタノデアリマス、是ガ私ノ本會議ニ於ケマシテ、私ノ徹底セザル狀態ニ於テ質問ヲ打切リマシタ私ノ氣持デアリマス、今日ハ質問デアアリマセヌカラ、此處ニ少シク本法理案ガ憲法違反デアルト云フ理由、其ノコトヲ一層明晰ニ述べマシテ、更ニ少シク敷衍シテ、之ニ由ツテ以テ私ガ反對スル理由ヲ、明晰ニ致シタイト思フノデアリマス、併シソレモムヅカシイコトデアアリマセヌ、只今委員長ノ御報告ヲ伺ヒマシタノデスガ、其ノ御報告中ニモ既ニ明カニ言及シテ居ラレマシタ通り、政府ノ方々ハ其ノ所謂法理論ト云フモノヲ、先ヅ如何ニ爲スベキカト云フコトニ付テ、餘程御苦心ニナツテ居ルコトガ察セラレルノデアリマス、是ハ委員ノ方々ニ於ケマシテモ、サウ云フ風デアアラシク、今御報告ニアリマシタカラ、サウ云フ細カイ

コトヲ申シマセヌ、殊ニ會計法ト、或ハ又此ノ法律ニ基イテ出サレタ所ノ豫算案ト云フモノノ提出、及ビ提出セラレタル豫算案ニ關スル、帝國議會ノ審議權ト云フヤウナコトハ、非常ニ重大ナ問題デアリマスルガ、之ニ付キマシテハ實ハ前ノ本會議ノ時、石橋大藏大臣モ一言御説明ニ及ビマシタケレドモ、私ハサウ云フコトハ他ノ或ハ豫算案ノ時ニ、申スカモ知レマセヌガ、此處デハ要スルニ此ノ法律自身ガ憲法違反デアルト云フコトダケニ、問題ヲ限ルノデアリマス、デ併シ、ソレモ大體要點ハ簡單ナコトデアリマシテ、一般ニ總豫算ガ存在スルニ至リマシタ以上ハ、更ニ總豫算トシテ之ヲ改正スルト云フヤウナコト、即チ本法理案ニ改定豫算ト言フテ居ルヤウナコトハ、ソレハ何ト辯明シテモ、我ガ帝國憲法ノ今日ノ制度デハ、認メナイ所デアリマス、ソレハ諄諄シク申シマセヌガ、先刻ノ御報告中ニモアリマシタカラ申シマスルガ、新憲法ニ於テハ、即チ現憲法ノ七十一條ノ、前年度ノ豫算ヲ施行スルト云フヤウナコトハナイノデアアラウカラ、サウ云フコトハ問題デナイ、ソナマダ出來テ居ナイ所ハ、出來ルデアリマセウケレドモ、未ダ出來テ居ナイ所ハ、所謂新憲法ナンテマダアリヤシナイ、新憲法ニ關スル意見ガアリマスルガ、サウ云フモノヲ引用シテ、此ノ問題ヲ説明セムトスルガ如キ態度、其ノコトガ

私ハ不賛成アリマス、今日ノ問題ハ帝國憲法ノ問題、現在存スル所ノ其ノ憲法ノ下ニ於テ、考フベキモノデアリマスルガ、此ノ憲法ノ下ニ於キマシテハ、兎ニ角總算トシテ或年度ニ於テ存在シテ居リマスルモノガアル以上ハ、ソレヲ改正シテ總算トスルコト云フヤウナコトハ、到底認メラレナイノデアリマス、此ノコトヲ彼此言フコトハ、徒ニ時間ヲ擧ルノミデアリマスルカラ、此ノ結論ダケヲ申シテ置キマスルガ、其ノ點ニ付キマシテ只今御報告ノ中ニアリマシタ、政府當局ノ方ノ御答辯ハ、全然誤リデアアル、而シテ此ノ理論ハ只今申シマシヤウナ、今年度ノ二十一年度ノ豫算、即チ前年度ノ豫算ト同一ノ内容ヲ持ツテ居ル、此ノ豫算ト云フモノハ、今年度二十一年度ニ既ニ存在シテ居ルノデアリマス、ナイノデヤナイ、存在シテ居ルノデアアル、其ノ存在シテ居ル所ノ、其ノ豫算ニ對シテ、更ニ總算算其ノモノトシテ、之ヲ改正スルコト云フヤウナコトガ、我が現在ノ憲法上許サレナイト云フ前ノ理論ハ、其ノ儘之ニ當ルノデアリマス、本年度ニ限ツテサウ云フ理論ガ當嵌ラナイト云フヤウナコトハドウモ言ヘナイノデアリマス、本年ハ只今ノ御報告ニ依リマスレバ、政府ノ方々ノ御考ハ非常ナル事態デアアルト云フヤウナコトデアアル、サウ云フコトハ此處デハ問題ニナラナイノデアアル、サウ云フ憲法ノ法理ノ問題ニ付キマシテ、憲法ハ非

常ノ場合ニハ非常ニ處スルベキ又別ノ方法モアルノデアリマスルカラ、ソレナ非常ノ場合デアアルカラ憲法上疑ハシクテモ之ニ依ルト云フヤウナコトハ、是ハモウデンド問題ヲ外ラシテシマツタノデス、ソレヲ答辯ハ是ハ決シテ我が帝國ノ前途ヲ眞面目ニ發展セシムルコト云フヤウナ此ノ今日ニ於テ、サウ云フ答辯態度ハスベキモノデハナイ、憲法論ナラ憲法論トシテサウシテ問題ヲ解決シタラ宜イ、ソレガドウデアリマセウトモ、他ノコトヲ以テ之ニ答ヘルコト云フヤウナコトハ到底ドウモ是ハ私ハイケナイト思フノデアリマスルシ、モウツハ只今御報告ニ依リマスレバ議會ノ審議ニ出スト云フコトガ所謂民主的ノ大トカ立憲的ノ大トカ、民主的トハヒマシタガ、ソレハ權限ノナイモノヲ審議スルコトハ議會ト雖モ許サレマセヌ、斯ウ云フ風ニ論議ガ錯雜シテ來マスト、實ハ此ノ法律ニ基イテ是カラドウ云フ風ニ成立スルカモ知レマセヌガ、私ハアノヤウナ御答辯ヲ伺ツタ以上ハハツキリト申サナケレバナラス立場ニ實ハ今ナリマシタ、此ノ豫算ハ法理上成立シナイモノデアリマス、即チ政府ハ提出スルノ權限ナク、又議會ハ之ヲ審議スルノ權限ナキモノデアリマス、私ハ是ハ言フ氣持デアリマセヌデシタケレドモ、只今御報告中如何ニモ議會ニ審議ヲ求メルコトガ所謂民主的ノ大トカ、立憲的ノ大トカ云フヤウナ御話ガアツタト致シマスレバ、之ヲ默

ツテ居ル譯ニイカナイ、議會ガ如何ニ有力ノモノデナクチヤナリマセヌトシテモ、其ノ審議權其ノモノハ法ニ依ツテキチント根據ガナクテハナラナイノデアアル、サウ云フコトハ唯議會ノ諸君ト云フ者ニ對シテマア謂ハバ氣持ヲ好クスルト云フデケノ問題デアリマシテ、サウ云フコトハ與ヘラレタル憲法論ノ問題トハ全然關係ナイコトデアリマス、私ハサウ思フノデアリマシテ、實ハ只今委員長ノ御報告ノ一部ヲ引拔イテ此ノ豫算外ノ御話ヲシタノデアリマス、若シ既ニ存在シテ居リマスル所ノ豫算ガアルニモ拘ラズ、其ノ豫算ヲ更ニ總算算トシテ改正スルコト云フコトガ出來ルト云フヤウナコトヲ許シマスル以上ハ、假ニ法理論トシテデス、然ルニ實際上ノ問題ヲ考ヘテ見マセウカ、ソレナラバ一見豫算ヲ議定スルコト云フガ如キコトハ無意味ニナツテシマフ、更ニ極端ニ申シマスレバ、凡ソ豫算ノ議定ト云フヤウナコトハ全然無意味ニナツテシマフ、斯フ云フコトニ相成ルノデアアルト思フノデアリマスルカラシテ、サウ云フコトハ到底我が現行ノ憲法ノ下ニハ許サレナイコトデアリマス、ソコデ更ニ然ラバ先刻來既ニ出テ居リマスル通りニ帝國憲法ハ即チ其ノ普通ノ手續ヲ經テ出來ルヤウナ豫算ガナイ、併シナガラ豫算其ノモノトシテハアル、唯普通ノ手續ニ依ツテ出來ルヤウナ豫算デナイ、サウ云フ豫算ガナインダケレドモ、唯豫算其ノモノトシ

テハアルト云フヤウナ時ニハ、即チ皆サン御存ジノ通りニ帝國憲法第七十一條ニ依リマシテ、所謂前年度ノ豫算ト内容ヲ同ジウスル豫算ガ存在スルト云フコトニナツテ居リマスルノデスカラ、之ニ對シテ更ニ改定豫算ナドヲ出スコトハ出來ナイト云フ理論ハ同ジコトデアリマスルカラシテ繰返シマセヌガ、唯私ハ今問題トナツテ居リマス帝國憲法第七十一條ガ、我が憲法ノ制定ノ當時ニ如何ニ起草者ガ特ニ意ヲ用ヒタ規定デアアルカト云フコトヲ一ツ御話シテ、特ニ政府ノ方々ニ聽イテ戴キタインデアリマス、或年度ノ豫算ガ普通ノ豫算ヲ成立セシメマスル所ノ手續ニ依ツテ出來ナイト云フコトガアルト云フコトハ、是ハ固ヨリ理論的ニモ考ヘラレルコトデアリ、實際ニモアルコトデアリマス、依ツテサウ云フ場合ニ處スル處置トシテ如何ニスベキカト云フコトバ實ニ帝國憲法ヲ立案セラレル時ニ我々ノ先輩ノ特ニ意ヲ用ヒラレタ所ノ問題ノ一ツデアアルノデアリマス、私ハ議院ナドデ使ニ外國ノ制度ヤ外國ノ學說ナドヲ喋々シテ如何ニモ其ノ説ガ深イカノ如ク見セルコトハ大嫌ヒデアリマスガ、併シ茲ニハホソノ必要ノ範圍ニ於キマシテ一言サシテ戴キタイデアリマス、外國ニ於キマシテハ所謂今日見テ問題ニナツテ居リマスルガ如キ豫算ノ成立セナイト云フ、サウ云フ場合ニ於ケル所ノ處置ニ付キマシテハ國々ニ依ツテ色々違ツテ居リマスルガ、全然サ

ウ云フコトニ付テノ處置ヲ定メテ居ナイ、例ヘバ「ドイツ」ノ如キニ於キマシテハソレガ爲ニ非常ノ問題ガ起ツタノデアリマス、實際家ノ間ニモ又學者ノ間ニモ其ノコトニ處シマスル處置ニ付テ色々ノ問題ガ起リマシタ、併シナガラ今ニ至リマシテモ、理論的ニハ矢張り疑問ノ儘ニ殘ツテ居ルノデアアル、斯ウ云フヤウナ事情ニ恐ラク我々ノ即チ先覺者ハ考ヘラレタト思ヒマスガ、特ニサウ云フ場合ニ處スル問題ヲ頭ニ於キマシテ、サウシテ特ニ第七十一條ヲ設ケラレタノデアリマス、第七十一條ニ稍、似テ居ル規定ヲ設ケテ居ルノハ例ヘバ「スベイン」ノ憲法ノ如キニアリマスレドモ、併シナガラソレハ我が國ノ場合ト違ヒマシテ全然違ツテ居ル、要スルニ是ハ我が國ニ於ケル特色アル條規ノ一ツトナツテ居ルノデアリマス、而シテ是ハ實ハ外國ニ於キマシテモ、此ノ憲法制定當時ノ我が國ノ憲法ノ規定ヲ見タ學者ノ中デモ、色々我が國ノ憲法ヲ賞讃シテ居ル人モアルノデアリマスルケレドモ、其ノ賞讃スベキ規定ノ中ノ一ニ屬スルモノトシテ、特ニ此ノ第七十一條ヲ指摘シテ居ル學者モアルノデアリマス、私ハ今其ノ學者ガアルカラ宜イト云フノデアアリマセヌヨ、兎ニ角ソレ程特ニ我が憲法ノ制定者ガ意ヲ用ヒラレタ所ノ此ノ憲法ノ第七十一條ノ條項デアアルト云フヤウナ、サウ云フコトヲ餘程我々國民ハ注意シナケレバナラナイ、又政府ノ方々

ハ特ニサウ云フコトヲ注意セラレタイ
ト云フ風ニ思フノデアリマシテ、ソレ
デ私ハ政府ノ御苦心モ能ク分ルシ、甚
ダ遺憾デアリマス。矢張り此
ノ憲法論ハ憲法論ダ、仍テ此ノ法律案
ガ憲法ニ違反スルト信ジテ居ル以上
ハ、私ハ此ノ壇上ニ立ツテ其ノコトヲ
明カニセナクテハナラヌカラ、茲ニ反
對ノ意思ヲ表明シタノデアリマス、思
ヒマス。丁度昨八月十五日ヲ以
テ終戦滿一年ヲ迎ヘマシタ後一日ノ今
日憲法違反ノ此ノ法律ガ成立ヲ見ルニ
至ラムトシテ居リマス。私ハ、私ヲ
シテ大ニ考ヘシムルモノガアルノデ
アリマス、既往一年ノ間、我が國朝野
ノ間ニハ我が國ノ社會生活ガ一般のニ
所謂「デモクラティック」ニ強化ヲ要求
スルト云フノ聲ガ絶エズ叫バレテ居リ
マス、終戦一年ヲ迎ヘマシタ所ノ昨
日、今日等ノ新聞等ノ記事カラ察シマ
スルト云フト、右ノ聲ハ單ニ右ノ要求
ヲ爲スノ聲タルニ止マラズ、或意味ニ
於テハ其ノ要求ガ實現セラレタト云フ
コトヲ喜ビ祝スルノ聲トナツテ居ルカ
ノヤウニ思ハレルノデアリマス、私ハ
茲デ思フ、果シテサウ喜ビ祝シテ宜イ
ノデアリマセウカ、少クモ政治ニ付
テハ斷ジテサウ言ヘナイト思フノデア
リマス、「デモクラティック」ノ政治ノ
爲ニ憲法ノ改正ヲ要スルト云フコトハ
盛ニ高調サレテ居リマス、ソレニ違ヒ
アリマセウ、而シテ如何ナル内容
ノ憲法ガ出來ルト致シマシテモ、苟モ憲

法デアル限り之ヲ尊重スルト云フ嚴肅
ナル氣持ガアルノデナクテハ、到底憲
法ニ依ル所ノ「デモクラティック」ノ政
治ガ行ハレル管ガナイノデアリマス、
我々國民ハ今主トシテ「アメリカ國民
ノ生活狀態」ニ注目シ、其ノ長所ニ習フ
ト云フコトヲ心掛ケテ居リマス、私共
モサウデアリマス、其ノ「アメリカ」デ
最モ重要トサレテ居リマス所ノ國民
ノ心掛ノ一ツトシテハ、ドウ云フコト
ガアルカト申シマス。政府ノ國
民ガ憲法ヲ尊重スルト云フコトガ最モ
重要ナル心掛ノ一ツトシテ、尤モ普通ノ
話ニモ上リマス。又如何ナル書物
ヲ見マシテモ殆ドサウ云フコトガ載ツ
テ居ルノデアリマス、且「アメリカ」デハ
御存ジノヤウニ制度ト致シマシテ、最
高裁判所ト云フモノガアツテ、或法
律ガ憲法違反ノモノデアラヤ否ヤヲ審
査致シマシテ、憲法違反ノモノデア
ル以上ハ、之ヲ無効トスルト云フ制度ガ
アルノデアリマス、是ハ單ニ制度ノミ
ナラズ實際ニ於キマシテモ、既ニ實施
中ニアル所ノ法律デモ、其ノ最高裁判
所ノ憲法違反トスル所ノ判決ニ從ツ
テ、無効トシテ取扱ハレタト云フコト
ノアルノハ既ニ皆サシモ御承知デアリ
マセウ、先年ノ彼ノ「ニューデール」
ニ關スル所ノ法律ノ取扱ニ付テ、少ク
トモ我が國民中知ツテ居ル者ガ少クナ
イト思フノデアリマス、終戦後一年間
我が朝野ノ國民ハ「アメリカ」ノ好意
ヲ支持ニ依ル「デモクラティック」ノ政

治ヲ語リ、之ガ爲ニ憲法改正ノ必要ヲ
モ説キマシテ、サウシテ常ニ「アメリ
カ」ニ感謝スルノ意ヲ表シテ居ルノデ
アリマス、私モサウ考ヘテ居リマス、
然ラバサウ云フ我々國民ハ唯サウ云フ
コトヲ言ウタリスルニ止マラズシテ、
實際ノ生活ニ於テ、「アメリカ」ニ於ケ
ルガ如ク憲法ヲ尊重スルト云フノ勇氣
ヲ持タナケレバナラナイノデアリマ
ス、ソレデコソ始メテ我々ハ對外的ニ
ハ「アメリカ」ノ行爲ニ感謝スルノ意ヲ
徹底セシムルモノデアリ、對内的ニハ
「デモクラティック」ノ政治ニ邁進スル
モノト申サレルト存ズルノデアリマ
ス、然ラズンバ我々ノ實際ノ政治行動
ニ於キマシテモサウ云フ實際のニ行
動ヲ執ルノデナケレバ、如何ニ口デ
「アメリカ」ノ政治ヲ謳歌シ、「アメリ
カ」ノ我々ニ對スル好意アル支持ヲ感
謝スルト申シマシテモ、是ハ到底欺目
デアリマス、恰モ終戦滿一年ヲ迎ヘマ
シタ昨今、私ハ憲法違反ノ故ヲ以テ一
ツノ法律案ニ反對スルコトニ付キマシ
テハ誠ニ遺憾ヲ感ズルモノデアリマス
ケレドモ、併シナガラ恰モ終戦一年ノ
今日ニ於キマシテ、此ノ遺憾ヲ感ズル
ト同時ニ、而モ私ノ如キ一學徒ガ茲ニ
壇上ニ起ツテ斯カルコトヲ不遠慮ニ申
上ゲルコトニモ、或重大ナ意味ガアル
カト存ズルノデアリマス、之ヲ以テ私
ノ反對意見ヲ終リマス（拍手）

○議長（公壽徳川家正君） 黒田英雄君
○黒田英雄君 私人本案ニ賛成スル者
デアリマシテ、其ノ理由ヲ簡單ニ申述
ベタイト思ヒマス、本案ニ對スル反
對ノ御意見ハ、要スルニ本法律案ハ
憲法違反デアルト云フコトデアリマ
ス、私ハ憲法違反ニアラズト考ヘル
ノデアリマス、即チ昭和二十一年度
ノ豫算ト致シマシテハ、憲法第七
十一條ニ依リマシテ既ニ前年度即
チ昭和二十年度豫算ガ施行豫算ト
シテ定メラレテアルノデアリマス、
今日ハ其ノ施行豫算ガ嚴然トシテ存在
シテ居ルノデアリマス、若シ此ノ施行
豫算ヲ根本的ニ無クナシテ他ニ豫算ヲ
作ルト云フコトデアレバ其ノ法律ハ即
チ憲法違反デアルト私モ信ズルノデア
リマス、即チ法律ヲ以テ豫算ヲ變更ス
ルコトハ出來ナイ、併シナガラ豫算ヲ
以テ豫算ヲ變更スルコトハハ差支ナ
イト信ズルノデアリマス、從來ノ例ニ
依リマスレバ、施行豫算ガ出來タ後
ニ緊急必要ナルモノハ之ヲ追加豫算ト
シテ議會ノ協賛ヲ經テ居ツタノデア
リマス、今度ノ豫算ハ改定豫算ト稱セ
ラレテ居リマス。ケレドモ、其ノ實質ニ
於キマシテハ追加豫算ノ性質ヲ帶ビル
部分ガ多クアルノデアリマス、御承知
ノ通り憲法制定以來會計法ノ規定ガナ
クシテ追加豫算ト云フモノハ認メラレ
テ居ツタノデアリマス、恐ラクハ是ハ
豫算ヲ以テ豫算ヲ變更スルト云フコト
ハ差支ナイト云フ根據デアラウト私ハ
信ジテ居ルノデアリマスガ、追加豫算

ガ餘リニ濫出スル爲ニ之ヲ寧ろ制限ス
ル意味ヲ以テ會計法ニ於テ追加豫算ノ
規定ヲ設ケラレタノデアリマシテ、其
ノ規定ニ依ツテ追加豫算ヲ茲ニ出スト
云フコトハ問題ハナイト思フノデアリ
マス、次ニ是ハ從來ノ追加豫算ノ取扱
ニ於キマシテハ成ルベク不用ナル金額
ハ之ヲ減少シテ置イテ、サウシテ實行
豫算ト云フモノヲ作リマシテ、政府部
内ニ於テソレ等ノ金額ハ使ハセナイト
云フコトニ致シテ此ノ實行豫算ガ作ラ
レテ居ツタノデアリマス、併シナガラ
其ノ實行豫算ハ政府部内デ作ツタ所ノ
所謂行政豫算デアリマス。カラ、此ノ金
額ヲ必要ガアレバ又復活サシテ、施行
豫算ノ範圍内ニ於テハ之ヲ使フト云フ
コトハ自由デアツタノデアリマス、政
府部内ノ手續ハアリマス。ガ、自由デ
アツタノデアリマス、然ルニ今同ハ此
ノ減額ヲ茲ニ議會ノ御協賛ヲ得ヨウト
シテ提出サレテ居ルノデアリマス、是
ハ從來ト雖モ、或増額ヲ、新シイ豫算
ヲ出ス場合ニ於テ、一方ニ或仕事ヲ、
之ヲ止メテ、或ハ行政整理ニ依ツテ減
額シテ、ソレヲ財源ニ充テテ作ルト云
フ風ナ豫算ヲ作ルトモ出來得タノデ
アリマス、從ツテ之ヲ豫算トシテ議會
ノ協賛ヲ仰グト云フコトハ、私ハ是ハ
差支ナイコトト考ヘルノデアリマス、
毫モ憲法違反デアナイト存ズルノデア
リマス、從來ノ施行豫算ニ於キマシテ
モ、普通ノ總豫算ニ於キマシテモデア
リマスガ、議會ノ協賛ヲ經ナイモノ

ガ、矢張り總體ノ形ヲ整ヘテ尙戰ツテ
居タルノデアリマス、尙又施行豫算ノ
線ニ於キマシテモ、繼續費ノ如ク年割
額ガ決ツテ居ツテ、二十年度ニ於テ十
萬圓、二十一年度ハ二十萬圓ト決ツテ
居ツタモノハ、是ハ前年度ノ豫算ガ施
行サレマシテモ、矢張り其ノ點ハ二十
萬圓ニ既ニ議會ノ協賛ヲ得テ居ル金額
ニ變ヘテ居ルノデアリマス、サウ云フ
風ニ豫算ヲ以テ豫算ヲ變ヘルコトハ差
支ナイ、唯如何ニモ今度ノ案ニ依リマ
スレバ、減額スル項目ガ非常ニ多ク、
又増額スル項目モアリ、又新タニ經濟
安定費ト云フヤウナ豫備金ガ加ツテ居
ルト云フ風ヲ爲シ、是ハ法律ヲ以テ、
勿論此ノ經濟安定費ノ如キハ、會計
法ノ例外ト致シマシテ、會計法九條
ニ、豫備金ハ第一豫備金、第二豫備金
トナツテ居ルマシカ、之ニ經濟安
定費ト云フ豫備金のナモノヲ加ヘルト
云フコトハ、法律ヲ要スルノデアリマ
ス、左様ナ次第デ、豫算ノ形ト致シマ
シテハ、從來ノ如ク單ニ實行豫算トシ
テ政府部内デ編成シタモノデアツテ
ハ、是ハ一般ノ國民ガ見テモ全體ノ財
政ノ全貌ヲ知ルコトハ出來ナイノデア
リマス、甚ダ不便デアルノデアリマス
ルモノヲ、今度ハソレガ一目デ分ルヤ
ウニシ、併シ是ハ何處迄モ施行豫算ト
云フモノヲナクナスモノデアナイ、施行
豫算ハ嚴然トシテ存シテ居ツテ、其ノ
施行豫算ニ對シテ追加スル、又ハ減額
スル目的ヲ以テ掲ケラレテ居ルノデア

ツテ、其ノ外ニソレニ觸レテナイ、施
行豫算ノ金額其ノ權ガ認メラレルモノ
ハ、矢張り其ノ權ヲ居ルノデアリ
マスルカラ、此ノ施行豫算ト云フモノ
ハ少シモ消滅シタモノデアハナクシテ、
嚴然トシテ憲法第七十一條ニ依リマシ
テ、施行豫算ト云フモノハ存在シテ居
ル、唯餘リニ之ノ項目ガ多イ爲ニ、全
部ガ變ツタ如ク見エラゲケデアツテ、
本質的ノ施行豫算ト云フモノハ此處ニ
アルト云フコトヲ私ハ信ズルノデアリ
マス、ソレ故ニ此ノ法律ハ毫モ憲法ノ
七十一條ノ施行豫算ノ規定ヲ變更スル
目的ノモノト其效果ハ變ラナイモノト
考ヘマシテ、憲法違反ニ非ズト考ヘル
ノデアリマス、唯此ノ法律ノ提出ガ、
今度ノ改定豫算ヲ出サレル以前ニ出來
テ居レバ最モ適當デアツタと思フノデ
アリマスガ、是ハ議會ガ解散ヲサレ
テ、本年度ニ入ツテ總選舉モアリ、又
内閣ノ更迭色々ナ事情モアツテ、早ク
提出ガ出來ナカツタト云フコトノ事情
モアルト思ヒマスルカラ、是ハ誠ニ遺
憾ニ思ヒマスルガ、已ムヲ得ナイコト
ト考ヘルノデアリマス、要スルニ此ノ
法律ハ實質ニ於キマシテハ會計法ノ改
正デアツテ、毫モ憲法ヲ變更スルモノ
デアハナク、豫算モ施行豫算ハ嚴然トシ
テ存シテ、之ヲナクナスモノデアハナ
イ、消滅サシテ、變ヘタモノデアハナ
イト云フ風ニ解釋シマシテ、私ハ本案ニ
贊成ヲ致ス者デアリマス(拍手)
○諸君(公體德川家正君) 松村眞一郎
君

〔松村眞一郎君發言〕
○松村眞一郎君 私人本案ニ反對致ス
者デゴザイマス、政府ハ現ニ衆議院ニ
對シマシテ、先議ノ意味ニ於キマシ
テ、議會ニ昭和二十一年度改定歲入歲
出總豫算ト云フモノヲ提出致シテ居ル
ノデアリマス、總豫算デアリマス、私
ハ總豫算ナルモノハ解散後ノ議會ニ於
テハ提案スル權無キモノデアルト云
フコトヲ考ヘマスルガ故ニ、斯クノ如
キ法律案ヲ提案シ、此ノ政府ノ措置、
法律的ニ固ク取扱ハレルト云フ態度ヲ
執ラレルナラバ茲モ憲法ノ問題ヲ生ジ
此ノ法律ソレ自身ガ憲法違反ナリヤ否
ヤト云フ、茲ニ固イ議論ガ生ズル關係
ニ於キマシテ、此ノ法案ハ不成立ヲ可
ナリト考ヘルノデアリマス、私ハ豫算
ノ全貌ヲ眺メル便宜ノ爲ニ今度ノ案ノ
如キモノヲ拵ヘラレマシテ、便宜議會
ニ提案サレル、是ハ國民ガ之ヲ見テ便
利デアリ、政府ノ説明ヲサレルノニモ
見ルガ爲ニ便宜デアルト云フ、便宜論
ノ爲ノ取扱止メタイト云フノガ私ノ
趣旨デアリマス、サウ云フヤウニ止メ
ルガ爲ニハ、斯クノ如キ法律ヲ出シテ
ハイケナイト云フコトノ私ノ議論デア
リマスルガ故ニ、政府ガ斯クノ如キ形
ヲ備ヘテ提案サレルコトハ私ハ宜イ
ハ思ヒマセメケレドモ、只今申シマシ
タ便宜ノ方面カラ觀テモモ宜カラウ、
斯ウ云フ議論デアリマス、併シナガラ

茲ニ法律ヲ出シテ、此ノ總豫算ト云フ
モノヲ提案サレルニ至リマシテハ、是
ハ法律論ヲセザルヲ得ナクナル、
固クナルト云フコトニナル、サウ致シ
マスルト云フコト、此ノ豫算ハ總豫算ト
云フ法律上固イ意味ノモノヲ議會ニ提
案サレルト云フコトニ我々ハ考ヘザル
ヲ得ナイ立場ニナルコトヲ非常ニ遺憾
トスル者デアリマス、此ノ法律ガ成立
シナカツタナレバ、我々ハ左様ナ如キ
固イ法律論、憲法違反論ヲ爲ス必要ナ
イト云フ見解ヲ執ツテ居ル者デアリマ
ス、ソコデ何ガ故ニ是ガ總豫算デア
カト云フコトヲ申上ゲマスレバ、是ハ
モウ誰ガ見テモ通常議會ニ提出スル案
トチツトモ違ツテナイ、何處ガ違ツテ居
リマスガ、總豫算デアアルノデアリマ
ス、ソレデアアルガ故ニ之ヲ見マス
ト、例ヘバ此ノ第一款トシテ皇室費
ト云フモノガ計上シテアル、皇室費四
百五十萬圓、皇室費ト云フモノハ、是
ハ憲法ノ規定ニ依ツテ議會ノ協賛ヲ經
ル必要ノナイモノデアリマス、ソレハ
六十六條ニ書イテアル、皇室經費ハ増
額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協
賛ヲ要セズト云フコトヲ書イテアル、
ソレカラ繼續費ト云フモノガアリマ
ス、繼續費ノ年度額額ヲ既ニ議會ガ協
賛ヲシテ居ル場合ニ、既ニ協賛シテ居
ル繼續費ヲモ豫算ニ計上シテ議會ニ出
スノハ、總豫算デアアルガ故ニ出スノデ
アリマス、是ハ決シテ議會ノ協賛ヲ求
メテ居ルノデアナイ、皇室費ノ協賛ヲ求

メルガ爲ニ出シテ居ルノデアナイノデ
アツテ、總豫算デアアルガ故ニ總テ豫
算ヲ了解スルコトヲ必要トスル關係カ
ラ、此ノ總豫算ノ中ニ皇室費ト云フモ
ノヲ計上スル、繼續費ヲ計上スルノデ
アル、處ガ、今度ノ豫算ハ其ノ通りナ
ンデス、何ノ必要ガアツテ特別議會デ
審議ヲ要セザルモノ迄モ此ノ豫算ニ計
上シテ議會ニ提出スル必要アリヤ否ヤ
ト云フ點ガ私ノ議論ノ要點デアリマ
ス、之ヲ法律的ニ取扱フナラバサウ云
フコトニナル、此ノ法律ニ依ツテ斯ク
ノ如キ總豫算ヲ提出シタ場合ニ於テ
ハ、是ハ直チニ私ハ憲法問題ニナルト
云フコトヲ考ヘルノデアリマス、ソレ
ハ申上ゲル迄モナク憲法ノ第六十四條
ニ於キマシテ、國家ノ歲入歲出ハ毎年
豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ルコト
ニナツテ居ル、是ガ通常議會デアリマ
ス、年度ニ入ラザル前ニ於テ年度ノ
豫算ヲ總豫算トシテ提出ヲシテ、議會
ニ於テ審議スルト云フノガ、是ガ通常
議會ノ職權デアリ、ソレガ權限デア
ル、其ノ形デ此ノ臨時議會ニ臨ム、此
ノ解散後ノ議會ニ臨ムト云フコトガ、
是ガ法律的ニ申シマシタナレバ、是ハ
違憲デアルト云フコトヲ言ハザルヲ得
ナイ、元來通常議會ト、特別議會、又
ハ臨時議會トノ區別ハ何處ニアルカ、
總豫算ヲ議スルヤ否ヤト云フ外ニ區別
ハナイノデス、ダカラ總豫算ヲ提出
シ、總豫算ヲ議スルコトハ是ハ通常議
會デアアル、政府ハ斯クノ如キ法律ヲ出

シテ此ノ解散後ノ特別議會ヲ通常議會トセムトスルコトニナルノデアリマスカラ、是非非常ナコトヲヤルコトニナルノデス、法律論ヲ致シマス、ソレダカライケナイト私ハ申シテ居ルノデス、通常議會ト同ジヤウナ權限ヲ此ノ特別議會ニ與ヘテ、總テノ豫算ニ付テ能ク審議シテ檢討スルコトガ民主主義デアルトカ云フヤウナコトノ意味ノ答辯ヲ委員會ニ於テ大藏大臣ガシテ居ラレル、ソレハ私ハ法律論トシテハ承リマセス、元來豫算ノ審議ヲ致シマス時ニハ國政ノ全般ニ互ツテ、我々ハ質問ヲ述ベ、意見ヲ述ベルノデアリマス、是ハ豫算全般ニ付テデス、國務全般ニ付テ意見ヲ述ベ、議論ヲ圖ハスト云フコトト、豫算ノ審議ノ範圍トハ別問題デアリマス、私ハ斯クノ如キ豫算ヲ御出シニナラナクテモ議院ハ既ニ成立シテ居ル、既ニ行ハレテ居ル所ノ本年度ノ豫算ノ項目ニ付テ論議スルコトハ、何等制限ガナイノデアリマスカラ、ソレハサレテ私ハ宜カラウト思フ、併シナガラ審議權ハ此ノ總豫算ニ對シテ持ツテ居ナイ、處ガ、政府ハ總豫算ヲ此處ニ提出シテ居ル、ソシテ説明ニ曰ク、總豫算ヲ提出シテ居ルケレドモ、此ノ内議會ノ審議權ノアルモノハ是レ是レ、ダト云フコトヲ政府ハ言ハムト欲シテ居ルノデアツテ、サウ云フコトガ分リマス、之ヲ見マシテ、ドレヲ政府ガ審議權ヲ認メテ居ルノダ、此ノ總豫算ノ内ノ部分ガ議會

ノ協賛權ノアルモノデアルト云フ範圍ガ少シモ明確デナイ、總豫算ヲ提出シテ置キナガラ、總豫算全部ニ對シテ議會ノ審議權ナシ、或部分審議權アリト云フノデアラナラバ、豫算ヲ見テ一見明瞭ニナルヤウニ私ハサナナケリヤナラヌト思フノデス、サウ云フコトヲ斯カル法律ヲ出シテヤラレタナラバ、政府ハサウ云フ説明ヲスル必要ガアル、ソレデ委員會ニ於テハサウ云フ説明ヲシテ居ラレル、豫算ノ増減變更ノナイモノハ此處ニ豫算表ニ出シテ居ルケレドモ、議院ニ審議權ハナイト云フコトヲ明言シテ居ラレル、政府ハソレガ分リマス、之ヲ見テ、私ハ分ラヌト思フ、國民ヲシテ分ラシムル爲ニ全部ノ豫算ヲ整ヘタルガ爲ニ何處ヲ審議シテ宜イカ分ラナイト云フコトニサレルコトガ果シテ適當ナル方策デアリヤ否ヤト云フコトヲ私ハ疑フノデアリマス、其ノ意味ニ於キマシテ、是ハ法律的ニ御取扱ニナルコトガ宜クナイト云フコトノ私ノ議論デアリマス、斯クノ如キ法律ヲ成立セシメタナラバ、此ノ法律ニ依ツテ此ノ總豫算ナルモノヲ合理化シナケレバナラス、合法的ナ説明ヲシナケレバイカヌ、此ノ總豫算ヲ合法的ニ説明スルト云フコトハ、此ノ豫算ガ違憲ナリト云フコトヲ説明スルコトニナル譯ナノデアリマス、非常ニ不自然ナコトニナル、之ヲ法律的ニ取扱フコトハ違憲的ニ取扱フ

ト云フコトニナリヤ、斯クノ如キ法律ガナイ方ガ政府ノ爲ニ便利デアリ、又我々モ非常ニ容易ク、柔カナル氣分ヲ以テ豫算ニ臨ムコトガ出来ルト云フノガ、私ガ本法案ノ成立シナイガ宜シト申スノデアリマス、之ガナカツテモ少シモ困ラナイト云フコトヲ申スノデアリマス、只今ハ六十四條ノ關係ニ付テ申シマシタガ、七十一條ノ關係ニ付テ私ハ申シタイト思ヒマス、是ハ帝國議會ニ於テデス、豫算ガ成立ニ至ラナイ時ハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スベシト云フコトガ明確ニ書イテアル、ソコデ昭和二十一年度ノ豫算ト云フモノハ既ニ此處ニ存在シテ居ル、現ニ存在シテ居ルノデアリマスカラ、政府ガ此ノ議會ニ何ノ審議ヲ求ムルノデアルカト申シマシタナラバ、追加ノ豫算ノ審議ヲ求ムルノデアリマス、追加ノ豫算デアリマス、或ハ會計法ニ謂フ追加豫算ト云フ、サウ云フ「テクニツク」ヲ申スノデヤナイ、本豫算ガアツテ、儼然トシテ本豫算ガアツテ、既ニ四月、五月、六月、七月、九月迄總豫算ヲ我々ハ實行シテ居ル、政府ハ實行シテ居ル、其ノ總豫算ノ追加ノ豫算ヲ此ノ議會ニ要求シテ居ラレルノデアリマスカラ、如何ナル形ヲ以テ提案サレヨウトモ、議會ハ追加ノ豫算ヲ審議スルト云フコトニナル譯デアリマス、ダカラソレダケデ宜シイノデアリマス、斯ウ云フヤウナ法律ヲ出サナカッタナラバ、我々ハ其ノ氣持デ、總豫算ト云フコトハ書イ

テアリマスケレドモ、總豫算デハナイデアルト云フ意味ニ於テ取扱ガ出来ルト云フコトヲ私ハ申上ゲルノデアリマスルカラ、憲法七十一條ノ規定ニ抵觸スルガ如キ結果ヲ生ズルコトノ如キ法律ハ成立セシメナイコトガ宜シイ、斯ウ云フコトニナルノデアリマス、ゾコデ私ハ今度ハ會計法ノ少シ技術的ニナリマスルガ、政府ト意見ヲ圖ハシタノデアリマスガ、斯ウ云フコトニナル譯デアリマス、若シ普通ノ場合デアルナレバ、詰リ追加豫算ヲ追加豫算ナル形ヲ以テ提案シナケレバナラナイノデアルガ、今度ノ場合ハデス、追加豫算ト云フヨリモ、モウ少シ廣イ範圍ニ於テ提案シタイノデアツタカラ、斯クノ如キ豫算ヲ出シタイノデアアル、斯ウ云フコトヲ言ハレタノデアリマスカラ、ソコニ私ハ大藏大臣ニ對シテ質問ヲシタノデアリマス、元來今期ノ議會ニ御出シニナツテ居ル所ノ諸項目ト云フモノハ、此ノ會計法ノ追加豫算ノ提出ヲ必要トシテ居ル經費ニナルノデヤナイカ、是ハ追加豫算ハドウ云フコトヲ書イテ居ラレルカト云フコト、必要缺クベカラザル經費ノ外追加豫算ヲ提出スルコトヲ得ズ、斯ウ云フコトニナツテ居リマスカラ、此ノ議會ニ御出シニナツテ居ル費目ハ、一ツトシテ必要缺クベカラザル經費ニ非ザルモノナシト云フコトヲ認メマス、ドウデアリマスカト云フコトヲ申シマシタ處ガ、其ノ通りダト仰ツシヤッタノデアリマスカラ

ラ、此ノ會計法ノ技術的ニ申シマシタナレバ、實質上追加豫算ノ本質ヲ備ヘテ居ル豫算ヲ政府ハ提出サレテ居ルノデアリマスカラ、斯クノ如キ法律ヲ出ズ必要ガナイト云フ結論ニナル譯デアリマス、然ラバ會計法ノ規定ト合フヤウニ、追一トカ追二、追三ト云フ形デ出サナカツタ關係ハドウナルカト云フヤウナサウ云フ技術的ナコトハ、ソレハ適當ニ處理モ出来マスルシ、ソレダケノコトデアレバ、政府ハソレダケノ改正ヲサレテモ宜イノデゴザイマスルシ、又サウ云フ場合ハ問題ガ會計法ダケノ問題ニ止マルノデアリマス、併シナガラ政府ガ斯クノ如キ法律ヲ出シテ、總豫算ト云フモノヲ合法的ニシヨウト云フヤウナコトノ態度ヲ執ラレタ場合ニ於テハ、サウ云フ取扱ガ出来ナクナル意味ニ於キマシテ、私ハ斯カル法律ヲ出サレルコトハ、全然政府ニ必要ナイコトヲサレルノデアツテ、此ノ法案ト云フモノハ審議アツタ益ノナイモノデアルト云フコトヲ私ハ申上ゲルノデアリマス、サウ云フ譯デアリマスカラ、此ノ法案ハ成立セシムルコトニ依ツテ政府モ困ラレルコトニナリ、議院モ亦非常ナ困難ナ地位ニ立タシメル法案デアアルノミナラズ、私ハ憲法ノ法理論ヲ此處デハ致シマセス、併シナガラ憲法上ノ議論ヲ此處ニ致シマシタナレバ、甚ダ疑義ノ多い問題デアルト云フコトハ、是ハモウ明瞭ナコトデアリマス、元來此ノ憲法ノ法理ノ問題ハ、妥

協定解決スベキ問題デハアリマセヌ、
確然タル理路ヲ歩ムベキモノデアリマ
スルガ故ニ、其ノ議論ヲ若シ致シマシ
タナラバ、私ハ此ノ法律案ト云フモノ
ハ容易ニ審議ヲ爲シ得ルコトノ出来ナ
イモノデアルト云フコトヲ考ヘマスル
關係カラ、本法案ハ成立セシメザルコ
トヲ私ハ可ナリト信ズルモノデアリマ
ス、以上ノ理由ヲ以テ本案ニ反對致シ
マス(拍手)

○議長(公爵徳川家正君) 是ニテ討論
ハ終結シタルモノト認メマス、是ヨリ
採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開ク
コトニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
〔起立者多數〕

○議長(公爵徳川家正君) 過半数ト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第
二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 以下私ハ只今ノ動
議通り賛成デアリマスルガ、或ハ此ノ
賛成ノ一言ガ誤解ヲ醸スト面白クアリ
マセヌカラ、唯本案内容ノ賛否ニ觸レ
ザル、直チニ、即チ直チニ第二讀會開
會ト云フ動議ノミニ對シ、賛成ヲ致シ
マス

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 本案ノ第二
讀會ヲ開キマス、御異議ナケレバ、全部
ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長
ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第
三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 本案ノ第三
讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會

ヲ決議通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス、次會ノ議事日程ハ、決定
次第、彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、
本日ハ是ニテ散會致シマス

午後零時三十三分散會

定價 一部 七十錢

發行所

東京都麹町區大手町
電話 丸の内三〇五二
振替東京一九〇〇
圖書課